

4. (一財) 長崎市地産地消振興公社

(1) 出資団体の概要

一般財団法人長崎市地産地消振興公社（以下、地産地消公社という）は、地域の特性と資源を生かした地産地消運動を展開する中で農業及び地域の振興を図るため、農地流動化の促進、農作業受委託の斡旋、農業担い手の育成確保及び農作物栽培技術の展示普及等を実施し、総合的な地域農業の活性化と優良農地の有効活用を図る。また、地域の農水産物の流通機会の拡大を図るため農水産物直売所を運営し、地域内生産物及びその加工品の流通の活発化と地域住民の交流の場としても活用し、農水産業の振興と地域の発展に寄与することを目的としている。

平成 15 年 3 月 25 日	旧三和町の全額出資により「財団法人三和町地産地消振興公社」設立
平成 17 年 1 月 4 日	旧三和町の長崎市への合併に伴い、「財団法人長崎市地産地消振興公社」へと名称変更
平成 24 年 4 月 1 日	公益法人制度改革により「一般財団法人長崎市地産地消振興公社」へ移行

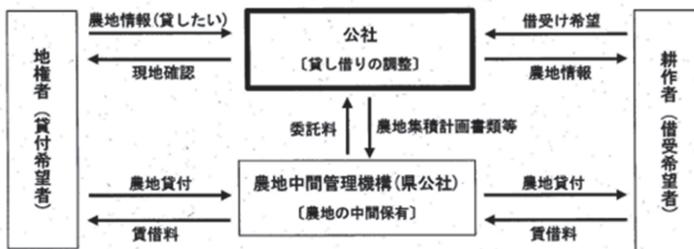
地産地消公社の主な事業は以下のものである。詳細は、地産地消公社作成の以下の資料を参照。

- ア 農地中間管理事業
- イ 人材育成事業
- ウ 地産地消振興事業
- エ 農水産物直売所運営事業

(3) 各事業の概要及び実績

ア 農地中間管理事業 (担当者 2名)

平成 26 年度から国の主導で開始された、農地の効率的な活用を目的とした事業。長崎県においては、県農業振興公社（農地中間管理機構）が主体となって事業を推進しており、市町レベルでの事業推進団体として、市、町又は公社等が事業の一部を受託している。公社は、農地借受希望者と貸付希望者をそれぞれ取りまとめ、マッチングを行う。



○農地中間管理事業による農地貸付実績

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
貸付面積	8.69 ha	6.09 ha	23.99 ha	18.86 ha	15.58 ha	12.00 ha

イ 人材育成事業 (担当者 1名)

農業の担い手不足対策として、露地野菜栽培を中心とした農業研修を行う。主に直売所出荷型の担い手育成を目標としている。研修中に生産された農産物は、公社が運営する直売所（みさき駅さんわ）において販売する。研修日数 150 日以上/年。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
受講者数	5 名	5 名	6 名	6 名	8 名	6 名
修了者数	3 名	4 名	2 名	0 名	4 名	3 名
就農者数	5 名	6 名	0 名	0 名	3 名	3 名
生産物販売額	994 千円	957 千円	851 千円	610 千円	753 千円	533 千円

ウ 地産地消振興事業 (担当者 1名)

地域農業者の栽培管理技術の向上を図るため、試験栽培等を実施し、新品種や栽培技術の普及を行う。また、当該事業により生産した農産物を、みさき駅さんわへ出荷することで、地産地消の推進及び直売所の商品の充実を図る。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
生産物販売額	835 千円	683 千円	346 千円	410 千円	361 千円	482 千円

エ 直売所運営事業 (担当者 1名)

長崎市三和農水産物加工直売所（みさき駅さんわ）の管理運営を長崎市からの委託により実施している。

販売手数料率：15%・19%、出荷会員数：531 名（R3 末）、販売員等 16 名（R3 末）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
販売額	226,639 千円	229,129 千円	225,481 千円	218,962 千円	207,787 千円	202,703 千円
利用者数	273 千人	269 千人	237 千人	256 千人	237 千人	232 千人
手数料収入	35,429 千円	36,133 千円	35,715 千円	36,319 千円	35,091 千円	34,436 千円

(2) 出資の経緯及び出資（出捐）金の状況

(単位：千円)

項目	内容
出資(出捐)金総額	5,000
うち市からの出資(出捐)金額	5,000
市の出資(出捐)割合	100%

設立時は旧三和町の 100%出資（基本財産 500 万円、一般財産 500 万円）となっており、長崎市への合併後も公益的性格及び出資比率は維持されたが、地産地消公社の活動の対象範囲は合併に伴って長崎市全域に広がっている。

(3) 役員及び職員の状況

		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		理事	監事	理事	監事	理事	監事
役員数 (人)	市職員	1	0	1	0	1	0
	市OB	0	0	1	0	1	0
	その他	4	2	3	2	3	2
職員数 (人)	市職員	0		0		0	
	市OB		1		1		1
	その他		22		22		22

理事のうち 1 名が長崎市の水産農林部長が選任され、理事長を務める慣例となっている。理事のうち 1 名が市の OB となっているが、農業従事者であったことから経歴とは無関係に選任されたものである。

職員についても 1 名長崎市職員の OB がいるが、慣例として市の OB が選任されているわけではない。

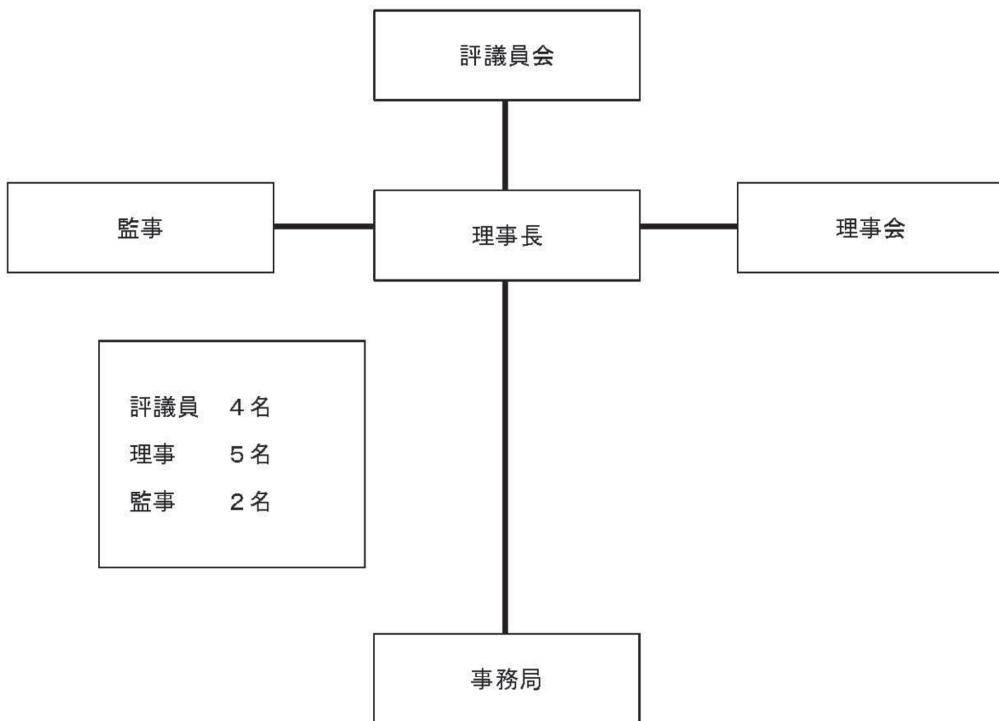
(4) 組織の状況

地産地消公社作成の以下の資料のとおり。

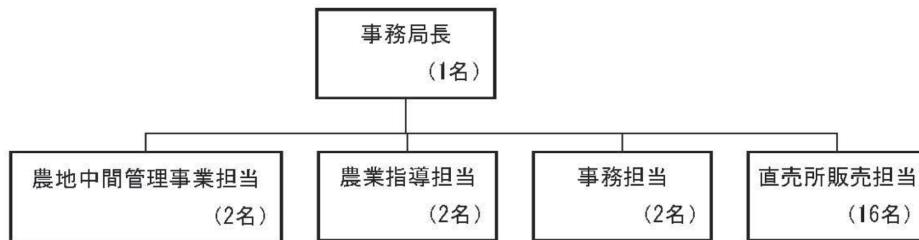
(出典：地産地消公社 組織図より)

一般財団法人 長崎市地産地消振興公社 組織図

(令和4年3月31日現在)



事務局体制 臨時職員 7名
非常勤職員 16名
合計 23名



直売所運営事業は非常勤職員のみ 16名で構成されている。他の事業は臨時職員で分担が決まっている。

(5) 長崎市の管理・監督状況

長崎市による地産地消公社のモニタリング方法、内容について具体的な取り決めはしていない。

水産農林部長が代表理事として評議員会、理事会（年に3～4回）に出席する。そのほか、担当者が都度業務状況を確認している（直売所の販売状況は月に1回報告し、別途月に1回程度担当者が来訪して確認）。

(6) 平成24年長崎市外郭団体等経営検討委員会最終報告書への対応状況

（出典：行政体制整備室より）

提言
農水産物直売所運営事業など民間が経営することが可能な事業については、施設のあり方を含め、民営化について検討すること。
対応状況
公社は、一般財団法人化した際に認定された公益目的財産について、公益事業会計へ赤字補填することで償却する（0円にする）必要がある。令和3年度末時点で、公益目的財産の償却は、当初の予定よりも5年早まりおり令和7年度末に完了する見込みではあるものの、公益目的財産償却の財源を直売所会計に依存していることから、償却完了まで直売所の運営を現行の（一財）長崎市地産地消振興公社から切り離し、民間へ委譲することは難しいと考える。なお、直売所の民間移譲も含め今後の公社の在り方について、検討を行っている。

(7) 経理事務の管理体制

① 経理事務の概要

事務局長（経理責任者）及び事務担当2名の合計3名にて経理事務を行っている。

経理責任者は、決算に当たり事業年度の会計記録を整理し、事業年度終

了後に決算書類を作成して理事長に提出しなければならない。なお、決算作業に加え、税務申告についても長崎市地産地消振興公社が自ら行っている。

② 現預金の管理体制

長崎市地産地消振興公社の直売所の売上は現金売上が多く、収納した現金は一旦事務所内の金庫に保管し、翌日に必要資金（125万円）以外を銀行に預託する運用としている。その他の補助金収入等は基本的に金融機関への振込みにより収納している。

経費等の支出については基本的に金融機関への振込み又は口座引き落としの方法により支払いを行っているが、少額経費の支払い等は金銭で直接支払う場合もある。金銭を直接支払う際は、相手先から領収書その他の証拠書類を受け取る（ただし、領収書等の入手が困難なものについては経理責任者の承認のもと、支払明細書等を以って領収書に代えることが出来る）運用としている。

現金については事務担当 2名により直売所の営業終了後に日次で現金実査を行っており、月次で経理責任者が日々の現金実査の結果を確認している。預金についても日次で金融機関の入出金明細と帳簿の照合を行っており、月次で経理責任者が日次作業結果を確認している。

(8) 市との取引の状況

	(単位:千円)		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助金			
(運営補助金 実施事業会計)	9,659	9,305	8,485
(運営補助金 法人会計)	3,341	3,695	3,865
受託料			
(市民農園に係る維持管理料)	732	744	744

(9) 出資団体の財務・経営状況

① 貸借対照表要約

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
流動資産	32,200	31,177	31,652
固定資産	34,604	32,913	30,894
基本財産	25,321	24,731	24,263
特定資産	0	0	0
その他固定資産	9,283	8,181	6,632
資産合計	66,805	64,089	62,547
流動負債	22,755	21,289	20,711
固定負債	0	0	0
うち引当金	0	0	0
うち借入金	0	0	0
負債合計	22,755	21,289	20,711
指定正味財産	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	0	0	0
(うち特定資産への充当額)	0	0	0
一般正味財産	44,050	42,800	41,836
(うち基本財産への充当額)	0	0	0
(うち特定資産への充当額)	1,000	0	0
正味財産合計	44,050	42,800	41,836

② 正味財産増減計算書要約

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	55,706	54,124	52,587
経常費用	57,362	55,373	53,552
当期経常増減額	△1,656	△1,250	△964
経常外収益	0	0	0
経常外費用	9	0	0
当期経常外増減額	△9	△0	0
法人税、住民税及び事業税	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△1,665	△1,250	△964
当期指定正味財産増減額	0	0	0

③ キャッシュ・フローの要約

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
営業活動CF	1,342	352	585
投資活動CF	844	90	469
財務活動CF	0	0	0
合計CF	2,185	442	1,054
※参考 市からの資金流入を除いたCF	△11,547	△13,302	△12,040

④ 主な財務指標

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
流動比率	141.5%	146.4%	152.8%
自己資本比率	65.9%	66.8%	66.9%
借入金依存度	0	0	0
収入に占める市補助金比率	23.3%	24.0%	23.5%
収入に占める市委託料比率	1.3%	1.4%	1.4%

(10) 監査結果

① 直売所運営事業の今後の方針について（指摘）【指4-1】

地産地消振興公社が行っている農水産物直売所運営事業について、平成24年度の経営検討委員会にて民営化の可否を検討すべしとの提言がなされている。しかし、公益目的財産の償却財源を直売所会計に依存していることから、償却完了までは農水産物直売所運営事業の民営化は難しいと判断し、現地往査時点では検討が進んでいない状況であった。

農水産物直売所運営事業の民営化の検討状況について地産地消振興公社にヒアリングしたところ、公益目的財産の償却が令和7年度末に完了する見込みのため、それまでに一定の結論を出したいと思っているが、現時点では議論を始めた程度の進捗である旨の回答を得た。

公益目的財産の償却が完了するまでは農水産物直売所運営事業の民営化は難しいと考える点は理解できる。ただし、もし民営化するとなつた場合の検討課題の多さを考えると、償却完了後の民営化可否の検討は早い段階から行うことが望ましく、平成24年度の提言を受けて現地監査時点（令和4年11月）まで検討が進んでいない状況を踏まえると、今後スピード感を上げて検討及び議論を進める必要があると考える。

② 財務諸表の注記について（指摘）【指4-2】

長崎市地産地消振興公社は一般財団法人であるが、経理規程2条にて公益法人会計基準に準拠する旨の記載があるため、財務諸表の注記についても公益法人会計基準に基づく注記が必要となる。

長崎市地産地消振興公社の経理規程

(適用範囲)

第2条 公社の財務及び会計に関しては、定款及び公益法人会計基準その他別に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

平成20年実施の公益法人会計基準

第5 財務諸表の注記 貢務諸表には、次の事項を注記しなければならない。

- (1) 繼続組織の前提に関する注記
- (2) 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基 準等財務諸表の作成に関する重要な会計方針
- (3) 重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額
- (4) 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高
- (5) 基本財産及び特定資産の財源等の内訳
- (6) 担保に供している資産
- (7) 固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
- (8) 債権について貸倒引当金を直接控除した残額のみ記載した場合には、当該債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高
- (9) 保証債務（債務の保証を主たる目的事業とする公益法人の場合を除く。）等の偶発債務
- (10) 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
- (11) 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高
- (12) 基金及び代替基金の増減額及びその残高
- (13) 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
- (14) 関連当事者との取引の内容（注17）
- (15) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲及び重要な非資金取引
- (16) 重要な後発事象
- (17) その他公益法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項

地産地消振興公社の令和 3 年度の財務諸表の注記を閲覧し、概ね公益法人会計基準に基づく適切な注記となっているが、以下の 2 点について修正を検討頂きたい。

(ア) 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

長崎市地産地消振興公社の財務諸表の該当する注記は以下のとおりであるが、前期末残高の内訳となっているため、当期末残高の内訳を記載する形に修正頂きたい。また、「期末残高 = 指定正味財産からの充当 + 一般正味財産からの充当 + 負債に対応する額」という関係となるべきであるが、以下の注記はその形になっていないため、適切に修正頂きたい。

3 基本財産及び特定財産の財源等の内訳 基本財産及び特定財産の財源等の内訳は、次のとおりである。 (単位: 円)				
科 目	前期末残高	(うち指定正味財産からの充当)	(うち一般正味財産からの充当)	(うち負債に対応する額)
基本財産 定期預金	1,656,508	0	371,494	371,494
合計	1,656,508	0	371,494	371,494

(イ) 担保に供している資産、保証債務等の偶発債務、重要な後発事象

長崎市地産地消振興公社の財務諸表の注記について、これらの注記は該当がないため特段記載されていない。ただし、これらの注記については該当なしと明示することにも一定の意義があるものと考えるため、該当がない場合でも「該当なし」と注記することが望ましい。

③ 現金管理について（意見）【意 4-1】

長崎市地産地消振興公社では農水産物直売所の売上金を一旦金庫に保管し、必要資金である 125 万円（直売所のレジ用資金 120 万円、事務所の小口資金 5 万円）を超える金額は翌日に銀行に預託する運用としている。

ただし、長崎市地産地消振興公社の経理規程では手持ち現金の保有限度額は 60 万円（直売所のレジ用資金 55 万円、事務所の小口資金 5 万円）と規定している。

経理規程

(手持ちの現金)

第30条 出納責任者は、日々の小口支払に充てるため、手持ち現金を保有することができる。

2 手持ち現金の保有限度額は、5万円とする。ただし、「みさき駅さんわ」の金銭については、55万円とする。

また、金庫の施錠について地産地消振興公社にヒアリングしたところ、金庫の鍵は事務所勤務の臨時職員7名全員がいつでも使用可能な状態にしている旨の回答を得た。

手持ち現金の保有額が経理規程の保有限度額を常時超えているという状況は適切ではない。このため、実際の保有額を経理規程の保有限度額内にする、又は、実態に合わせて経理規程を改定する等して経理規程に沿った運用とすることを検討頂きたい。

また、常時保有している現金の金額水準を踏まえると、金庫の鍵を臨時職員7名全員がいつでも使用可能な状態についても不正防止の観点から適切ではないと考える。このため、物理的な鍵ではなくパスワードロックが可能な金庫への変更や現金保有額の減少に向けたキャッシュレス決済の推進等の施策を検討頂きたい。

④ 退職金を含む労働関係規程について（意見）【意4-2】

就業規則は、事業者とその元で働く労働者が互いを尊重しながら企業組織を運営していくためのワーク・ルールという会社の根幹を示すものであると同時に、その規定内容が明確に定められることで従業員の行動規範ともなり安定的な経営に資することになる。かかる点に示せば、その規定内容が適切であるか否かについては経営実態に照らして、改善の要否について検討すべきである。

規程上、地産地消公社には（一般の）職員、臨時職員、非常勤職員が存在することとなっている。規程としては、就業規程と、臨時職員等の勤務条件に関する規定が存在する。

以下のとおり、就業規程と、臨時職員等の勤務条件に関する規程の適用関係が不明確な点があるため、整理する必要がある。

就業規程、臨時職員等の勤務条件に関する規程などの諸規定が労働契約の一部として効力を有するためには、過半数代表者による意見書を添付して労働基準監督署に届出る必要がある（労働契約法7条、労基法89、90条）。本件では少なくとも一部の規定についてこの手続がとられておらず、就業規則としての効力がなく労働契約の一部としての効力が認められない。また、一部については労働基準監督署への届出が確認できる資料が保管されていない。就業規則としての効力を持たない（またはその可能性がある）労働者の勤務条件に関する諸規程の内容を個別の同意なしに労働者に強制している点は違法なものといえる。

臨時職員等の勤務条件に関する規程1条では、就業規程に基づいて定められている旨記載されているが、就業規程には臨時職員等の賃金、勤務時間、休暇、旅費その他勤務条件等については別途規程を定める趣旨の記載はない。

結論として、就業規程の内容が臨時職員等にも適用されるのか、適用される場合はどの範囲で適用されるのか明らかではない。さらに、職員給与規程、退職金支給規程などの関連する規程についても臨時職員等に適用されるのか明らかでない。通常の就業規則とは別に特定の労働者グループについての就業規則を定める場合には通常の就業規則に当該労働者への適用除外と別規則への委任等を定めておくことが望ましい¹。

臨時職員等の勤務条件に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人長崎市地産地消振興公社就業規程（以下「就業規程」という。）の規定に基づき一般財団法人長崎市地産地消振興公社（以下「公社」という。）に属する臨時職員及び非常勤職員（以下「臨時職員等」という。）の賃金、勤務時間、休暇、旅費その他勤務条件等について必要な事項を定めるものとする。

¹ 水町勇一郎 「詳解 労働法」（東京大学出版会 2021年）177頁。昭和63年3月14日 基発150号・婦発47号。

2 (略)

就業規程には退職金に関する定めがあり、別途退職金支給規程があるが臨時職員等にも適用があるのか明らかではないことは既に意見として述べたとおりである。仮に、臨時職員等については臨時職員等の勤務条件に関する規程が優先的に適用されると考えたとしても、なお次の点が問題となる。

通常の(無期フルタイム)労働者と短時間、有期雇用労働者については、待遇の性質・目的に照らして適切と見られる事情を考慮して、不合理と認められる相違を設けてはならない(短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（以下、パート有期法という）8条)。

パート有期法

(不合理な待遇の禁止)

第八条 事業主は、その雇用する短時間・有期雇用労働者の基本給、賞与その他の待遇のそれぞれについて、当該待遇に対応する通常の労働者の待遇との間において、当該短時間・有期雇用労働者及び通常の労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度（以下「職務の内容」という。）、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものを考慮して、不合理と認められる相違を設けてはならない。

臨時職員等の勤務条件に関する規程2条1項によれば、臨時職員が就業規程に規定する常勤の職員と区別されるのは、1年間の有期雇用である点の日給制である点以外には見当たらない(臨時職員には常勤の職員の一週間の勤務時間に比し相当程度短い勤務時間で勤務するという限定が入っている)。

そして、無期転換した臨時職員（労働契約法18条1項、臨時職員等の勤務条件に関する規程7条1項）については、期間の差異もないこととなる。

厳密には無期転換した臨時職員はパート有期法の直接の適用対象では

ないが同法の同一労働同一賃金という趣旨から退職金支給規程の適用の余地がありうる。

それに加え、地産地消公社は臨時職員、非常勤職員のみで運営していること、無期転換した職員の地産地消公社への貢献度も考慮すると退職金に関する規程についての見直しを含めて検討するのが相当である。

臨時職員等の勤務条件に関する規程

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) この規程に定める臨時職員とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 雇用期間を1年間と定め日給制で雇用する職員をいう。

二 第7条第1項の規定に基づき期間の定めのない雇用契約に転換した職員をいう。

(2) この規程に定める非常勤職員とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 雇用期間を1年間と定め時給制で雇用する職員で、就業規程に規定する公社の職員（以下「常勤の職員」という。）の一週間の勤務時間に比し相当程度短い勤務時間で勤務する職員をいう。

二 第7条第1項の規定に基づき期間の定めのない雇用契約に転換した職員をいう。

規程の変更等で支給対象者がいるとなった場合には会計上、退職給付引当金計上が必要となる。

5. (社福)長崎市社会福祉事業団

(1) 出資団体の概要

平成 4 年 4 月、長崎市社会福祉事業団を運営主体とする障害福祉センターが開館した。当時は、長崎市からの管理委託という形がとられていたが、平成 18 年から指定管理者として指定を受け、施設運営を行っている。長崎市社会福祉事業団は、市民福祉の向上と増進に寄与することを目的として、主に相談・診療・リハビリテーション・療育訓練の専門機能を連携して、障害児及び障害者の支援を行っている。

成人部門においては、機能訓練や日常生活訓練を行うとともに、障害者が自立した社会生活を営むことができるようスポーツ等を通じた訓練を行っている。小児部門においては、診療所及び療育部門において発達に遅れのある小児に対し、適切な診断と療育に努め、家族支援にも努めるとともに、保育所等の職員に対する療育技術支援を行っている。障害児及び障害者、またその家族を対象とした相談支援の取り組みも行い、専門性・先駆性を持った公的施設としてサービスを提供している。

この点、令和 3 年度においても新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、国の蔓延防止等重点措置の適用をはじめ、長崎県・市独自の緊急事態宣言等の発令の影響もあり、計 3 回、延べ 94 日間に及ぶ休館措置を余儀なくされた。感染防止対策を徹底しながら、前記、診療・機能訓練・児童発達支援・相談等の主要事業について事業を実施している。

(2) 出資の経緯及び出資（出捐）金の状況

（単位：千円）

項目	内容
出資(出捐)金総額	3,000
うち市からの出資(出捐)金額	3,000
市の出資(出捐)割合	100%

平成 3 年 10 月 29 日に社会福祉法人長崎社会福祉事業団の設立が認可され、それに伴い基本財産として長崎市より 300 万円が出捐された。

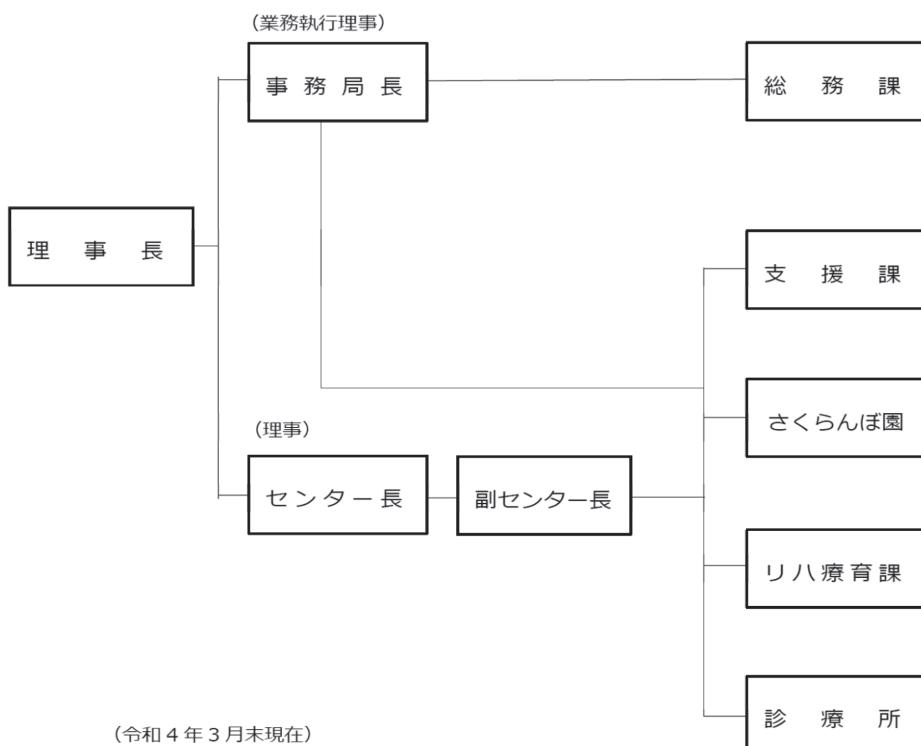
(3) 役員及び職員の状況

		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		理事	監事	理事	監事	理事	監事
役員数 (人)	市職員	1	0	1	0	1	0
	市OB	2	0	2	0	2	0
	その他	3	2	3	2	3	2
職員数 (人)	市職員	0		1		1	
	市OB	3		2		2	
	その他	0		0		0	

評議員 7 名（内 1 名が長崎市職員）、正規職員は 31 名、常勤嘱託職員が 37 名、再雇用職員 4 名、市派遣職員が 1 名、非常勤嘱託職員が 9 名となっている。なお、令和 2 年度以前においても、理事のうち 2 名が長崎市職員 OB、1 名が長崎市職員、評議員のうち 1 名が長崎市職員という点は変わらない

(4) 組織の状況

組織図



(5) 長崎市の管理・監督状況

前述のとおり、理事や評議員において、長崎市職員が含まれている。理事会や評議委員会等についても適切に開催され、その開催時期や手続き等について不備は見られず、長崎市職員においても出席している状況にある。理事会や評議員会を通じて、その経営状況等を把握し管理・監督している状況にあり、特段不備はみられない。

(6) 平成24年長崎市外郭団体等経営検討委員会最終報告書への対応状況

(出典：行政体制整備室より)

提言
長崎市障害福祉センターでの福祉サービスがより効率的に提供されるよう業務改善及び経営改善を行っていくこと。
対応状況
長崎市においては、今後の障害者施策を推進していくうえで、長崎市障害福祉センターを中心的施設と位置付けている。このことを十分に踏まえ、医師やセラピスト、相談員をはじめとした各専門職員の知識・技術の向上を図り、サービス改善に努めている。平成23年11月には、効率的な運営を図る観点から、理事の定数を13名から8名に、また、評議員の定数については27名を17名に見直した。職員体制については、運転士業務の一部を外部委託化する一方、毎年増え続けている発達障害児の診察・評価・訓練に対応するため、新たに医師、看護師、言語聴覚士を増員するなど適正化を図っている。今後も多様化する障害者ニーズに的確に対応するため、さらなる改善に努めたい。
提言
長崎市障害福祉センターについて、平成27年度の指定管理者更新に向け、より民間企業の知識や技術を活用できるような方法を検討し、公募による募集を行うこと。

対応状況

現在提供しているサービス水準を維持することを前提とした、指定管理における募集のあり方については、公募による募集を行うことも検討されたが、障害の種別や程度、年齢、発達段階等に応じた多種多様な専門性の高いサービスを、総合的かつ継続的に提供する障害福祉センターの管理運営には、医師やセラピスト、手話通訳士など経験を積んだ多くの専門職を必要とすることから、長期的見通しに基づく体制整備が不可欠である。長年にわたってスタッフの育成・確保を図りつつ、必要な支援体制を整備し、適切に管理運営してきた実績があることから、非公募で行うこととした。

(7) 経理事務の管理体制

① 経理事務の概要

会計責任者（事務局長）及び出納職員 2 名（総務課）で経理事務を行っている。

会計責任者は、毎月末日における各拠点区分ごとの月次試算表を作成し、さらに、各事業区分合計及び法人全体の月次試算表を作成し、理事長に報告している。

決算作業については、賞与引当金や退職給付引当金などの計算は顧問税理士が行うが、その他は概ね事業団自ら行っている。

② 現預金の管理体制

金銭を収納する際は、領収書を発行することとしており（金融機関への振込みにより入金した場合で領収書の発行の要求が無い場合は領収書の発行を省略することができる）、日々入金した金銭は、これを直接支出に充てることなく、収入後 3 日以内に金融機関に預け入れている。

金銭の支払いは、請求書、その他取引を証する書類に基づき会計責任者の承認を得て行われ、相手方より適正な領収書を受け取ることとしている（口座振込及び送金の方法により支払いを行う場合は、取引金融機関の支払済報告書をもって領収書に代えることができる）。

なお、小口払及び隨時支払うことが必要なものを除き、翌月末までに振込みを行うこととしているため、小口現金は各拠点区分ごとに 3 万円を

保有限度額としているが、基本的に小口現金での入出金はほとんどない。

現金が動いた日は現金実査を行い、預貯金については毎月末日に金融機関の残高と帳簿残高の照合を行っている。

(8) 市との取引の状況

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助金			
(※1参照)	-	616	-
(※2参照)	-	738	-
(コロナ助成金)	-	-	250
受託料	-	-	-
指定管理料			
(長崎市障害福祉センター)	299,953	324,463	315,343
その他	-	-	-

※1 障害福祉における新型コロナウィルス感染症緊急包括支援事業支援交付金

※2 医療機関における新型コロナウィルス感染症拡大防止等支援事業補助金

(9) 出資団体の財務・経営状況

① 貸借対照表要約

(単位:千円)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
流動資産	150,977	190,473	161,535
固定資産	86,598	115,212	165,441
基本財産	3,000	3,000	3,000
その他の固定資産	83,598	112,212	162,441
資産合計	237,575	305,686	326,976
流動負債	44,799	81,577	45,847
固定負債	23,598	11,718	12,034
うち引当金	23,598	11,718	12,034
うち借入金	-	-	-
負債合計	68,397	93,295	57,881
純資産合計	169,178	212,391	269,095

② 損益計算書（事業活動計算書）要約

(単位:千円)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
サービス活動収益	504,945	511,827	525,179
サービス活動費用	471,265	469,810	468,559
サービス活動増減差額	33,680	42,018	56,620
サービス活動外収益	1,006	703	171
サービス活動外費用	-	-	-
サービス活動外増減差額	1,006	703	171
特別収益	-	521	-
特別費用	-	521	0
特別増減差額	-	-	△0
当期活動増減差額	34,686	42,721	56,791

③ キャッシュ・フロー（資金収支計算書）の要約

(単位:千円)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
事業活動による収入	505,951	512,530	525,350
事業活動による支出	463,741	477,715	465,519
事業活動資金収支差額	42,210	34,815	59,832
施設設備等による収入	-	521	-
施設設備等による支出	-	524	-
施設設備等資金収支差額	-	△2	-
その他の活動による収入	18,211	11,880	-
その他の活動による支出	30,000	40,000	50,316
その他の活動資金収支差額	△11,789	△28,120	△50,316
当期資金収支差額	30,421	6,693	9,516
※参考			
事業活動による収入	505,951	512,530	525,350
うち、長崎市からの補助金	-	1,355	250
うち、長崎市からの指定管理料	299,953	324,463	315,343
上記以外	205,999	186,713	209,758

④ 主な財務指標

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
流動比率	337%	233%	352%
自己資本比率	-	-	-
借入金依存度	-	-	-
収入に占める市補助金比率	0%	0%	0%
収入に占める市委託料比率	59%	63%	60%

※事業活動による収入に占める比率を算定している。

(10) 監査結果

① 人件費積立金について（指摘）【指 5-1】

貸借対照表上に令和 3 年度末時点で人件費積立金が 150,000 千円積み立てられているが、積立てにあたって満たすべき要件の一部が満たされていないことが判明した。

社会福祉法人会計基準や「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」によると、「その他の積立金」は次の要件等をすべて満たした上で積み立てることができる。

- (1) 将来の特定の目的の費用又は損失に備えるための積立て
- (2) 理事会の議決に基づく積立て
- (3) 事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額からの積立て
- (4) 積立ての目的を示す名称を付した上での積立て
- (5) 原則として同額の積立資産を積立てた上での積立て

事業団が計上している人件費積立金は、積立てにあたり、(2)(3)(5)については要件を満たしていることを確認できたが、(1)(4)については、現状「人件費積立資産」という科目を使っているものの、人件費として使用するために積み立てたわけではなく、流動資産である普通預金が運転資金として必要な金額以上の残高となっていることから、人件費積立金を積立て、同額の積立資産を定期預金で運用することとしたとのことであった。本来、人件費積立金として会計処理すべきものではないため、実態に即した会計処理をすべきである。

社会福祉法人会計基準

第 6 条第 3 項

その他の積立金には、将来の特定の目的の費用又は損失に備えるため、社会福祉法人が理事会の決議に基づき事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額から積立金として積み立てた額を計上するものとする。

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」

19 積立金と積立資産の関係について

当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた場合には、その範囲内で将来の特定の目的のために積立金を積み立てることができるものとする。積立金を計上する際は、積立金の目的を示す名称を付し、同額の積立資産を積み立てるものとする。

また、積立金に対応する積立資産を取崩す場合には、当該積立金を同額取崩すものとする。

② 指定管理料の金額の妥当性について（指摘）【指 5-2】

長崎市社会福祉事業団は、長崎市障害福祉センターの管理を受託するために長崎市が出資し設立された法人であり、長崎市社会福祉事業団の収入の約6割が長崎市からの指定管理に係る委託料である。

長崎市障害福祉センターの指定管理に係る基本協定書では、委託料について以下のとおり定められている。

基本協定書

(委託料)

第30条 市は、本業務の対価として、指定管理者に対して委託料を支払う。

2 市が指定管理者に対して支払う委託料の詳細については、別途年度協定に定めるものとする。

3 市及び指定管理者は、事業計画書及び決算見込みに基づき協議を行い、次年度の委託料を決定するものとする

委託料については、上記協定書に従い長崎市社会福祉事業団が作成した事業計画書及び決算見込みをもとに長崎市社会福祉事業団と長崎市障害福祉課で協議を行っている。協議により仮決定した金額は、10月下旬から11月上旬くらいに長崎市の次年度予算に反映され、長崎市社会福祉事業団の3月の理事会で承認を受けた後、年度初めに年度協定書を締結している。

委託料の決定については特段問題点が見受けられなかった一方、委託費

を支出した後については、支出した委託料の使われ方についての検証が詳細に行われていないなどの問題点が見受けられた。

①で指摘した人件費積立金が、直近 3 年間で合計 120,000 千円（令和元年度 30,000 千円、令和 2 年度 40,000 千円、令和 3 年度 50,000 千円）増加しているが、当該積立金は、収入が予算 < 実績となっている一方、支出が予算 > 実績となったことで生じた多額の余剰金が積立て原資となっている。

指定管理者の経営努力によって生じた余剰金であれば、その余剰金を内部留保することも指定管理者制度の趣旨に沿ったものであり問題ないと考えられるが、現状では予算と実績との乖離が指定管理者の経営努力によるものかどうかの検証が行われていない。

指定管理者の内部留保となる指定管理料の原資は公金（税金）であることも鑑みると、委託費の過大支出を防止する観点から、予算と実績との乖離については必ず検証を行うべきであり、検証の結果精算すべきものがあれば、指定管理者と長崎市の双方が協議のうえ精算すべきである。

また、現在積み立てられている人件費積立金 150,000 千円についても、今後どのように対応するか検討する必要がある。

③ 備品等の管理について（指摘）【指 5-3】

令和 2 年度の包括外部監査で「物品の取得、管理及び処分について」をテーマに監査を行った際、長崎市障害福祉課管轄の長崎市障害福祉センター内の備品についても監査対象となっているが、備品の定期的な実査が行われておらず、また、監査人が備品台帳と現物とのチェックを行った際に所在不明の備品も複数確認されたため、適切な備品管理の観点から、少なくとも年に 1 回は備品の実査をするべきであるとの指摘を受けている。

長崎市障害福祉センターの指定管理に係る基本協定書では、以下のとおり規定しており、別紙 2 では指定管理者である長崎市社会福祉事業団が管理すべき物件（施設及び物品）を具体的に例示している。

基本協定書

第4条2項 指定管理者は、本協定等に従い本業務を誠実に履行しなければならない。

第37条1項 指定管理者は、別紙2「管理物件」に定める市が所有する備品を、適正に管理しなければならない。

指定管理者である（社福）長崎市社会福祉事業団においても、備品を適正に管理するという観点からは少なくとも年に1回は備品の実査をするべきである。

④ 経理規定の記載上の誤りについて（指摘）【指5-4】

計算書類においては、会計基準に従い開示が必要な注記はすべて記載されている一方、経理規定において、計算書類の注記事項についての記載に誤り及び不足があった。

社会福祉法人会計基準では、拠点区分の注記において「一 繼続事業の前提に関する注記」、「十二 関連当事者との取引の内容」、「十三 重要な偶発債務」、「十五 合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要」については注記を省略できるとしている。

社会福祉法人会計基準における規定は以下のとおり。

社会福祉法人会計基準

第29条 計算書類には、法人全体について次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 会計年度の末日において、社会福祉法人が将来にわたって事業を継続するとの前提（以下この号において「継続事業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合には、継続事業の前提に関する事項

二 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等計算書類の作成に関する重要な会計方針

三 重要な会計方針を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該

変更による影響額

- 四 法人で採用する退職給付制度
 - 五 法人が作成する計算書類並びに拠点区分及びサービス区分
 - 六 基本財産の増減の内容及び金額
 - 七 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩しを行った場合には、その旨、その理由及び金額
 - 八 担保に供している資産に関する事項
 - 九 固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
 - 十 債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高
 - 十一 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
 - 十二 関連当事者との取引の内容に関する事項
 - 十三 重要な偶発債務
 - 十四 重要な後発事象
 - 十五 合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要
 - 十六 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
- 2 省略
- 3 省略
- 4 計算書類には、拠点区分ごとに第一項第二号から第十一号まで、第十四号及び第十六号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、拠点区分の数が一の社会福祉法人については、拠点区分ごとに記載する計算書類の注記を省略することができる。

しかしながら、長崎市社会福祉事業団経理規定では以下のとおりの記載となっており、本来、省略できない「重要な後発事象」が省略できるような記載となっている。

(注記事項)

第 55 条 計算書類には、次の注記事項を記載しなければならない。

(1) 繼続事業の前提に関する注記

(2) ~ (9) (略)

(10) 債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

(11) 関連当事者との取引の内容

(12) 重要な偶発債務

(13) 重要な後発事象

(14) (略)

2 計算書類の注記は、法人全体で記載するものと拠点区分別に記載するものの 2 種類とし、拠点区分の注記においては、前項第 1 号、第 12 号及び第 13 号を省略することができる。

これは、本来 (11) に記載が必要な「満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」が抜けているため、番号がずれてしまったことが原因であると推測される。

このほか、社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令 157 号）によって「合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要」の注記が追加されたため（令和 3 年 4 月 1 日から施行）、経理規定には「重要な後発事象」の注記の下に「合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要」の注記についても追加する必要がある。

経理規定の改定を速やかに行うべきである。

⑤ 経理の体制について（指摘）【指 5-5】

経理規定では月次試算表を翌月 10 日までに理事長に報告するよう定められているが、実際は、適時に月次試算表の作成が出来ていないため、翌月 10 日までの報告は出来ておらず、何か月分かをまとめて理事長に提出している状況である。

経理規定

第32条 会計責任者は、毎月末日における各拠点区分ごとの月次試算表を作成し、さらに、各事業区分合計及び法人全体の月次試算表を作成し、翌月10日までに理事長に提出しなければならない。

現在、経理業務は総務課係員1名で日常の会計入力から決算までのほとんどを行っているが、長崎市社会福祉事業団は拠点が3つ（障害福祉センター拠点区分、児童発達支援センター拠点区分、診療所拠点区分）ある社会福祉法人であり、業務繁忙のため会計システムへの入力が適時に出来ておらず、また、決算時には作成すべき注記や附属明細書も多いため、一人ですべて入力・作成するにはかなりの負担となっているよう見受けられた。

監査の際、賞与引当金の会計処理で単純な処理誤りが発見されたほか、計算書類の注記や附属明細書でも軽微な誤りが数件確認されていることも勘案すると、現状は計算書類を内部でチェックする体制に不備があると言わざるを得ない。

経理の体制については早急に見直すべきである。チェック体制を構築するとともに、担当者を増員するもしくは顧問税理士の関与度合いを高める等の検討についても行うことが望ましい。

⑥ 平成24年検討委員会最終報告の対応について（意見）【意5-1】

平成24年長崎市外郭団体等経営検討委員会最終報告書における指摘において、「民間企業の知識や技術を活用できるような方法を検討し、公募による募集を行うこと。」との指摘がなされていた。これに対し、その業務の専門性の高さや、長期的に安定した業務の提供への不安視より非公募としているとの整理を行っている。確かに、（社福）長崎市社会福祉事業団が行っている事業は専門性が高く、当団体の主張そのものに疑義はない。しかし、近年でみると、同様に専門性の高さなどから公募を避けていたロープウェイ事業（（一財）長崎ロープウェイ・水族館）に関して、（株）リージョナルクリエーション長崎とジョイントベンチャーを組み、民間の活力を利用しながらロープウェイ運営を行う手法をとっている。この点、懸

念材料を上手く緩和させつつも民間の活力を利用する手段もまだまだ考
える余地があるのであれば監査人は考える。非公募にして当団体のみで長期
的に運営を行っていく可能性と共に、公募に限らず民間の活力を上手く利
用できる手法を積極的に考えていただきたい。

⑦ 就業規則における各種規程について（意見）【意 5-2】

就業規則は、事業者とその元で働く労働者が互いを尊重しながら企業組
織を運営していくためのワーク・ルールという会社の根幹を示すものであ
ると同時に、その規定内容が明確に定められることで従業員の行動規範と
もなり安定的な経営に資することになる。かかる点に示せば、その規定内
容が適切であるか否かについては経営実態に照らして、改善の要否につ
いて検討すべきである。

この点、長崎市社会福祉事業団においては、詳細に各種規程が定められ
ており、職員にとって働きやすく様々なメリットのある制度が設けられて
おり、時代に即した運営を心掛けようとする姿勢が窺える。

もっとも、以下の点については、適用場面等において混乱を生じさせか
ねない側面も含まれており、長崎市社会福祉事業団において職員数が多い
点にも鑑みるとその影響は大きいものといえる。改めてその定め方等につ
いて検討することが望ましい。

まず、採用職員の提出書類に関し、以下の定めがある。

就業規則

第5条 職員として採用された者は、速やかに次の書類を提出しなけれ
ばならない

- (1) 誓約書
- (2) 身上申立書
- (3) 住民票記載事項証明書
- (4) 個人番号カード又は通知カード
- (5) その他特に必要と認める書類

もっとも、同規定による書類の提出に関し漏れがある場合もあるとのこ
とであり、規程に沿った運用について再確認されることが望ましい。なお、

誓約書等において身元保証人の責任を定める場合には、その責任範囲の上限を設けなければならない点が改正民法（令和2年4月1日施行）に定められている。かかる改正にも対応した内容となるよう注意する必要がある。

次に、退職手当に關し以下の定めがある。

就業規則

第31条 職員の退職手当については、別に定める社会福祉法人長崎市社会福祉事業団給与規程により支給する。

給与規程

第31条 退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料の月額（略）に、その者の勤続期間及び退職理由に応じて、別表第5に掲げる割合を乗じて得た額とする。

※別表第5

「自己都合」、「業務外傷病」、「業務外死亡、定年、勧しょう」、「業務上傷病、業務上死亡、整理」によって退職手当支給率に差異を設けた表

これら規定によれば、退職理由の内容によって、退職手当の比率に差異を設ける形となっている以上、適用の際においては退職理由の認定が重要なとなる。この点、「自己都合」や「会社都合」の判断において規程上はその定義は見当たらない。例えば、「労働者が退職することとなった主たる原因が会社側の事情にあるか否か」という部分がその判断要素となることが考えられるが、そのような判断基準についても明記することが望ましい。

次に、退職手当の関連規程として、以下の規定がある。

就業規則

第37条 免職 予告しないで解雇する。

給与規程

第33条 前3条の規定にかかわらず、就業規則第37条の規定による免職の処分を受けた者には退職手当は支給しない。

この点、退職金における功労報償的性格のみならず賃金の後払い的性格という点にも鑑みれば、退職金を不支給とすることができるのは、労働者

の勤続の功を抹消してしまうほどの著しい背信行為があった場合に限られると解されている。懲戒解雇（免職）を基礎づける事情と、背信行為を基礎づける事情は異なるものであり、懲戒解雇であるからといってその全ての事案において退職金を不支給とすることが常に合理性があるとまでは言えない側面がある。

同規程に従えば、どのような事情があったとしても必ず「支給しない」という判断をせざるを得なくなり、個別事情を考慮することが困難となる。かかる点においては、事業者に一定の裁量の幅を持たせ個別事案に対し柔軟に対応することが可能となるよう、「支給しないことができる」という定め方を含め、検討することが望ましい。長崎市社会福祉事業団において、直近において免職事案は具体的には発生していないものの、従業員数が多い点にも鑑みれば、今後当該規定の適用場面が生じる可能性も否定できない以上、変更要否に関して検討が望まれる。

次に、懲戒事由につき以下のとおり定められている。

就業規則

第2条 この規則において「職員」とは、常時勤務する職員をいう。ただし、嘱託員及び臨時職員は除く

第36条 職員が次の各号の一に該当するときは、次条の規定により制裁を行なう。

略

再雇用職員就業規則

第1条 この規則は労働基準法第89条第1項の規定により、社会福祉法人長崎市社会福祉事業団の再雇用職員（以下職員という。）の就業に關し必要な事項を定めることを目的とする。

第55条 職員が次の各号の一に該当するときは、事情の規定により制裁を行う。

(1)~(8)略

上記規定のとおり、制裁を行う対象が「職員」にのみ限定されている。かかる「職員」は、「嘱託員及び臨時職員は除く」とされている以上（就業規則2条参照）、それら職員への適用は規程上できることとなるが、

そのような差異を設ける必要性は特段見当たらない。一方、再雇用職員については、再雇用職員就業規則 55 条において、懲戒事由が定められている。

このように、職員の種別によってその定め方が異なっており、あえてかかる差異を設ける必要性の有無、同規定の在り方については検討することが望ましい。

次に、欠格条項につき以下のとおり定められている。

再雇用職員就業規則

(欠格条項)

第 4 条 次の各号の一に該当する者は、職員となり、又は再雇用の申請を行うことができない。

(1) 成年被後見人及び成年被保佐人

(2) 以下略

就業規則

(欠格条項)

第 4 条 次の各号の一に該当するものは、職員となり、又は競争試験等を受けることができない。

※前記再雇用就業規則第 4 条の 1 号の定め無し

上記規定のとおり、再雇用職員については、「職員となり、又は再雇用の申請を行うことができない」者として「成年被後見人及び成年被保佐人」が定められている。

禁治産・準禁治産制度が廃止され、平成 12 年施行の民法改正により成年後見制度が始まった。成年後見制度利用者の欠格条項については、成年後見制度の利用促進を妨げるとして、公務員や法人役員といった資格や地位を失う各種法律の欠格条項を削除する一括法が 2019 年に成立している。この点は、社会福祉法人である長崎市社会福祉事業団に直接的に当てはまるものではないものの、この規定を維持する必要性があるか否か、当該欠格条項は再雇用職員就業規則にのみ定められ、正規職員に適用される就業規則においては定めがない状況も含め、検討することが望ましい。

活力を上手く利用できる手法を積極的に考えていただきたい。

⑧ 指定管理に係る基本協定書（指定管理者による備品等の購入等）の記載事項について（意見）【意 5-3】

指定管理に係る基本協定書において、指定管理者が備品等を購入することができない旨が規定してあるが、備品をリースする場合については特段規定されていない。

自由に解約が可能なオペレーティング・リース取引に該当するような場合は懸念される事項等はないとしても、銀行等から融資を受けて購入した場合と同様の効果が得られるファイナンス・リース取引（※）に該当するような場合もあることから、備品等をリースで調達する場合についても考慮した記載にすることが望ましい。

基本協定書

（指定管理者による備品等の購入等）

第 40 条 指定管理者は、委託料により備品等を購入することは出来ないものとする。

2 指定管理者は、任意により指定管理者の負担で備品等を購入又は調達し、本業務実施のために供することができるものとする。この場合における当該備品等は、指定管理者に帰属するものとする。

※ファイナンス・リース取引：リース契約に基づくリース期間の中途中において当該契約を解除することができない取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が、当該契約に基づき使用する物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該物件の使用に伴って乗じるコストを実質的に負担することとなるリース取引。

6. (一財) クリーンながさき

(1) 出資団体の概要

一般財団法人クリーンながさき（以下、クリーンながさきという）は、昭和38年、従前し尿収集を主な業務として行っていた民間の25事業者のうち19社が合併して設立された株式会社が前身である。合併に際して、長崎市が30%の出資を行っている。平成24年1月に一般財団法人化するのに伴って、長崎市の出資比率を100%としている。

昭和38年以前 民間25業者

昭和38年 19社合併 公社設立 市からの出資（30%）

平成24年1月 「一般財団法人長崎衛生公社」から「一般財団法人クリーンながさき」へ名称変更

平成24年3月 株式会社解散、一般財団法人（30%→100%）

令和6年4月 クリーンセンター跡地に移転予定

クリーンながさきは、廃棄物の適正処理に関する事業を通じて生活環境の保全及び市民生活の向上に寄与することを目的として、し尿収集運搬、浄化槽、仮設トイレ業務を行うとともに、粗大ごみ収集運搬、プラスチック製容器選別処理業務を長崎市から受託して事業運営に取り組み、合理的かつ効率的な事業推進を図り、市民サービスの向上に努めることとしている。

令和3年度の主な事業の収入は以下の通りである。

・し尿運搬業務	
i 定期収集	164,546千円
ii 他社仮設トイレ収集	16,147千円
・浄化槽業務	106,290千円
・仮設トイレ業務	35,587千円
・粗大ごみ収集運搬業務（受託業務）	44,750千円
・プラスチック製容器包装選別等処理業務（受託業務）	126,750千円

し尿運搬業務については、長崎市が指定した地区（不採算地区）については

市からの委託、そのほかは許可制となっている。

粗大ごみの収集、プラスチック製容器包装選別等処理業務については長崎市からの受託業務となっており、クリーンながさきの経営安定化のために随意契約でクリーンながさきが受託している。

(2) 出資の経緯及び出資(出捐)金の状況

(単位：千円)

項目	内容
出資(出捐)金総額	3,000
うち市からの出資(出捐)金額	3,000
市の出資(出捐)割合	100%

中心となっているし尿収集業務が公衆衛生維持の目的であり公益的性格が強いことから、平成24年4月のクリーンながさき設立に際して長崎市の出資比率を100%としている。

(3) 役員及び職員の状況

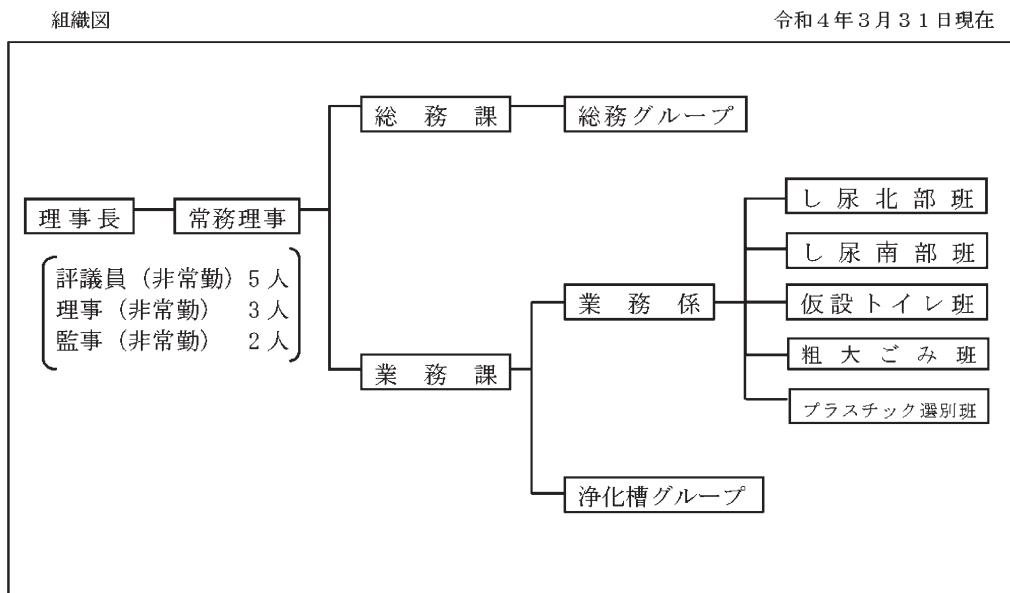
		令和元年度			令和2年度			令和3年度		
		理事	監事	評議員	理事	監事	評議員	理事	監事	評議員
役員数 (人)	市職員	1	0	2	1	0	2	1	0	2
	市OB	2	0	0	2	0	0	2	0	0
	その他	2	2	3	2	2	3	2	2	3
職員数 (人)	市職員	0			0			0		
	市OB	0			0			0		
	その他	99			97			98		

評議員について、慣例により1名が環境部長、1名が上下水道局事業部長が選任されることとなっている。理事のうち1名が環境政策課長が選任されることとなっており、ほか2名が市のOB（令和3年度の理事は関連部局の経験者）となっている。原則として市のOB（労務管理関係の経験者が推薦される）が代表理事を務める慣例となっている。

(4) 組織の状況

組織の概要については以下の通り。

(出典：一般財団法人クリーンながさき組織図より)



人員配置状況 令和4年3月31日現在

課係名等	管理部門										業務部門				合計				計
	理事長	常務理事	正規職員					再雇用職員・ 嘱託員	臨時職員	正規職員	再雇用職員・ 嘱託員	臨時職員	理事	正規職員	再雇用職員・ 嘱託員	臨時職員			
			課長	グループ長	係長・ 長	事務員	計												
常勤理事	1	1											2				2		
総務課				1		1	2							2				2	
業務課	し尿班			1		1	2			6	9	14		8	9	14	31		
	仮設班								1			6				7	7		
	粗大班								4	1		7		1		11	12		
	プラ選別班							1		2	2	28		2	3	28	33		
	浄化槽グループ								1	2	1	5		2	1	6	9		
	計	1	1	2		2	4	1	6	11	12	60	2	15	13	66	96		

(5) 長崎市の管理・監督状況

令和3年度では、年間3回評議員会が開催されており、役員の選任、予算決算の承認に関連する説明、資料によって長崎市がクリーンながさきの経営状況を把握している。

理事会は年間7回開催されており、議題に関連する説明、資料によって長崎市がクリーンながさきの経営状況を把握している。

その他、主に受託事業については長崎市の担当部局と協議して進行しており、協議に際して長崎市が運営状況を把握している。

(6) 平成24年長崎市外郭団体等経営検討委員会最終報告書への対応状況

(出典：行政体制整備室より)

提言	し尿収集業務を除き、今後不採算となることが見込まれる業務や行政が関与する必要がない業務については、その必要性を十分検討すること。
対応状況	長崎市からの代替業務や附帯事業については、収支や退職者の状況を考慮しながら段階的に縮小し、将来的にはし尿収集業務及び浄化槽業務に絞り込みを図る。
提言	今後も人員の削減、作業方法の見直しを行い、組織・人員体制及び給与水準については民間の実態を踏まえ、適正化を図ること。
対応状況	人員体制については、収集世帯の減少等に合わせ適正化を図ることとし、これまで4班23人の減員を行った。今後とも適正な人員に基づく効率的な収集体制を構築し、給与についても適正な水準を維持していく。

提言	
	現在衛生公社の財団法人化が検討されているが、提言内容を十分踏まえること。
対応状況	
	公益財団法人化も視野に入れながら、将来にわたり自立した財団法人の運営を行い、安定的かつ適正なし尿収集体制を確保していく。
提言	
	経営のあり方については、衛生公社で設置している有識者による検討委員会においても、抜本的で具体的な経営改善の検討を行い、真に効果が得られるような計画を策定すること。
対応状況	
	財団法人の運営にあたっては、将来の業務量減少を見据え、安定的かつ継続的な組織体制を図る必要があることから、令和2年度に経営改善計画を策定した。
提言	
	し尿収集業務についてはこれまでどおり衛生公社1社にまかせるのではなく、地区を分散し民間企業に業務を行わせるなどといった大胆な見直しを行うこと。
対応状況	
	経営改善策として、減員・減車によりし尿収集の班体制について見直しを図った。また、国家公務員の制度に準じ職員の給与制度について見直しを図った。その結果、クリーンながさきは黒字に転じている。将来的には、既存許可業者についても、今後より一層の経営環境の悪化が予想されることから、全市的な収集体制について、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（合特法）」に基づく合理化計画の中で検討していく。
提言	
	下水道の普及に伴い非効率地区の散在化が進み、さらなるコスト発生が予想されることから対応を検討すること。

対応状況

下水道の普及に伴い非効率地区の散在化が進み、さらなるコスト発生が予想されることから、財団法人におけるし尿部門が赤字となる時点で、し尿収集業務の全部委託化を実施する。

(7) 経理事務の管理体制

① 経理事務の概要

総務課長（経理責任者）及び総務部事務員の2名にて経理事務を行っている。

経理責任者は、月次の財務状況を明らかにするため、残高試算表その他関係書類を作成し、毎月、理事長に提出している。また、月次試算表については顧問税理士も毎月確認を行っている。

決算作業については、会計の締め作業をクリーンながさきで行い、税金計算を顧問税理士が行っている。

② 現預金の管理体制

クリーンながさきの売上高等の収入については基本的に金融機関への振込み又は口座引き落としの方法により収納している。なお、金銭を直接収納する際は、領収書を発行することとしており、収入した金銭で手許に保有する必要があるもの（小口現金等）以外は、遅滞なく銀行に預託する運用としている。

経費等の支出についても基本的に金融機関への振込み又は口座引き落としの方法により支払いを行っているが、少額経費の支払い等は金銭で直接支払う場合もある。なお、金銭を直接支払う際は、相手先から領収書その他の証拠書類を受け取る（ただし、領収書等の入手が困難なものについては経理責任者の承認のもと、支払明細書等を以って領収書に代えることが出来る）運用としている。

上述のとおり、預金での収納・支払いがメインである一方、少額経費の支払いに備えた小口現金の保有（20万円以下）等の現金管理も発生している。経理責任者は、預金については金融機関の入出金明細と帳簿の照合を日々行っており、年度末には金融機関発行の残高証明書との照合を行っ

ている。現金については日々現金実査を実施し、現金出納帳を作成している。

(8) 市との取引の状況

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受託料			
(粗大ゴミ収集)	43,000	43,000	44,500
(プラスチック容器包装選別)	128,000	128,500	127,000

(9) 出資団体の財務・経営状況

① 貸借対照表要約

(単位：千円)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
流動資産	347,369	344,365	328,926
固定資産	304,800	278,709	252,539
その他投資資産	80,802	64,572	60,012
資産合計	732,971	687,645	641,476
流動負債	154,011	126,260	76,736
固定負債	188,534	136,739	118,081
うち引当金	186,711	136,242	118,081
うち借入金	0	0	0
負債合計	342,544	262,999	194,817
純資産合計	390,427	424,646	446,659

② 損益計算書要約

(単位：千円)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
売上高(収益)	547,904	517,010	494,070
売上原価	401,045	351,261	337,451
売上総利益	146,858	165,749	156,619
販売費及び一般管理費	100,127	102,056	100,961
営業利益	46,731	63,693	55,658
経常利益	86,050	89,285	67,949
当期税引後純利益	34,890	34,219	22,013

③ キャッシュ・フローの要約

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
営業活動CF	△17,030	26,116	11,918
投資活動CF	23,859	15,309	4,560
財務活動CF	△2,008	△1,326	△497
合計CF	4,821	40,099	15,981
※参考 市からの資金流入を除いたCF	△166,179	△131,401	△155,519

令和元年度に退職金の支払いが多額に生じた影響で、同年の営業活動CFがマイナスとなっている。

④ 主な財務指標

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
流動比率	226%	273%	429%
自己資本比率	53%	62%	70%
借入金依存度	0	0	0
収入に占める市補助金比率	0	0	0
収入に占める市委託料比率	31%	33%	35%

(10) 監査結果

① 財団法人における剰余金の留保について（指摘）【指 6-1】

一般財団法人であるクリーンながさきについて、財務諸表上で繰越利益剰余金が以下の金額計上されており、当該剰余金は、平成 24 年度に一般財団法人化し経営改善施策を実施していく中で、毎期積み上がったものである。

■クリーンながさきの繰越利益剰余金の推移 (単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
繰越利益剰余金	387,427	421,646	443,659

また、クリーンながさきの定款には以下の記載があり、当該繰越利益剰余金については出資者である長崎市に剰余金分配することは出来ず、法人清算時に評議員会にて残余財産の分配先を長崎市に指定して初めて長崎市が当該繰越利益剰余金を回収できる状況である。

クリーンながさき定款

(剰余金の分配)

第39条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等の関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

クリーンながさきの繰越利益剰余金の水準及び今後の使途について現地往査時にクリーンながさきにヒアリングしたところ、以下の回答を得た。

- ✓ 剰余金について一定金額が積み上がっていることは認識している。
- ✓ クリーンながさきのメイン事業であるし尿収集運搬業務及び浄化槽業務については収益性が十分ではなく、現状は長崎市からの委託事業である粗大ごみ収集運搬業務及びプラスチック製包装容器選別等処理業務を経営安定化のための収益補填事業として実施している状況。
- ✓ し尿収集運搬業務及び浄化槽業務は今後の人口減少や空き家増加等により需要が減少していくことは見込まれ、長崎市からの委託事業も今後民間の別事業者に移り終了する可能性もある。
- ✓ このような経営環境の中で、将来的に剰余金を取り崩す形での事業運営が必要となる可能性もあり、また、退職金の支払原資や営業権の償却原資も必要であるため、将来支出に備えるという意味で剰余金を留保している認識である。

クリーンながさきは長崎市の100%出捐の一般財団法人であり、剰余金を留保する場合にはその使途を明確にする必要があると考える。この点、クリーンながさきへのヒアリングでは、将来的な収益性の悪化に備えて繰越利益剰余金を留保しているとの回答を得ているが、将来の経営状況がどうなるかは不確実であり、その不確実な状況に備えるための留保という内容では使途を明確にしているとは言えないと考える。

また、定款において剰余金の分配が禁止されているため、出資者である長崎市としてはクリーンながさきが清算するまで資金回収が出来ない状

況であり、クリーンながさきの剰余金が未使用のまま留保し続けた場合、当該剰余金を長崎市の他の施策に投下することもできず、適切な資源配分の観点からも課題があると考える。

仮に、今後収益性が悪化した場合でも、メイン事業のし尿収集運搬業務及び浄化槽業務を長崎市からの委託事業に切り替える等、業務継続の手段は剰余金を取り崩す以外にも存在すると思われる。

このため、長崎市の資源を適時適切に配分するという観点から、現状の繰越利益剰余金の将来的な使途を明確にし、剰余金を確実に利用すること、及び今後、長崎市が適時に資金回収出来ないという点も考慮し、使途が不明確な剰余金が留保されないように経営を行うことを検討して頂きたい。

② 入場禁止の措置と法的位置づけについて（意見）【意 6-1】

クリーンながさき就業規則 22 条では、正常な勤務が期待できない場合に入場を禁止し、又は退場させることができる旨の規定がある。

一般財団法人 クリーンながさき 職員就業規則

(入場禁止)

第 22 条 職員が次の各号のいずれかに該当するときは、入場を禁止し、又は退場させことがある。

- (1) 酒気を帶びているとき。
- (2) 火気、凶器その他業務上必要でない危険物を所持するとき。
- (3) 安全衛生上支障があるとき。
- (4) 業務を妨害し、もしくは職場の風紀、秩序を乱し、又はその恐れがあるとき。
- (5) その他正常に勤務できないなど理事長が必要と認めたとき。

当該規定に基づく措置は業務命令であるが、各号の事由からすると、労働者の責めに帰すべき事由により労務の提供ができない（債務の本旨に従った履行でない）場合であるため、給与の支払い義務はないと考えられる。

したがって、「前項の規定により入場を禁止させられたときは欠勤、所定の終業時刻前に退場を命じられたときは早退として取り扱うものとし、

給与を支払わない。」など、当該規定に基づく措置が行われた場合の給与の取扱いについて明確にしておくことが望ましい。

なお、新型コロナウイルスに感染した労働者は感染症法に基づき労働者が就業禁止の対象となり給与の支払義務は生じないが、濃厚接触者等の場合に使用者が業務命令として自宅待機を命じた場合には休業手当（労働基準法 26 条 1 項）の支払い義務を負う場合もある。

③ 債権管理について（意見）【意 6-2】

クリーンながさきでは、し尿収集業務に関する債権については、時効管理について折衝記録を残している。し尿収集業務以外による債権は売掛残高明細表で確認している。

会計規程実施要綱 8 条では、債務履行期限以降 5 年を経過した債権は貸倒損失処理の対象となると規定している。ヒアリングによれば、会計規程実施要綱は平成 29 年の民法改正をふまえて平成 30 年 4 月に導入しており当該規定によって管理している。

既発生債権の管理について、旧法適用（10 年）のものと、新法（原則 5 年）適用のものについては特段区別していない。

会計規程実施要綱

第 8 条 会計規程 17 条第 2 項に規定する貸倒損失の処理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 債務履行期限以降 5 年（当該債権の消滅時効が 5 年より短いときはその年数）を経過したとき。
- (2) （以下、略）

平成 29 年改正後の民法における消滅時効の規定は「債権者が権利を行使することができることを知った時から五年間」または「権利を行使することができる時から十年間」とされており（民法 166 条 1 項）、クリーンながさきの会計規程実施要綱（債務履行期限＝権利を行使することができる時から 5 年）は民法の定める時効期間と合致しない。したがって、民法上消滅時効の対象とならない債権についても貸倒処理の対象となっている。

民法

(債権等の消滅時効)

第一百六十六条 債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

一 債権者が権利を行使することができることを知った時から五年間行使しないとき。

二 権利を行使することができる時から十年間行使しないとき。

2 (以下、略)

この点は、最終的には未払債権の数や金額、債権管理のための事務処理の煩雑さ、督促や法的措置などの債権回収に要する労力、回収の見込みなどをふまえたクリーンながさきの判断によるところとなるが、民法上消滅時効の対象とならない債権も含んでいることを前提に規定の見直しをするのかについて検討することが望ましい。

また、既発生債権の管理について、旧法適用（10年）のものと、新法（原則5年）適用のものについては特段区別していないという点についても妥当するため同様の検討を要する。

④ 浄化槽汚泥の清掃業務及び収集運搬業務の料金設定について（意見）【意
6-3】

クリーンながさきが行っている浄化槽汚泥の清掃業務及び収集運搬業務については、長崎市からの許可制となっており、クリーンながさきの1社独占の状態となっている。この点、長崎市にヒアリングしたところ、浄化槽業務の適正な運営を継続的かつ安定的に確保するために現状としては同じエリアにおいて他の業者に許可を出すことは考えていないとの回答を得た。

一方、浄化槽汚泥の清掃業務及び収集運搬業務の料金については長崎市からの規制等はなくクリーンながさきが自由に設定できる状態となっている。

なお、し尿収集運搬業務についても東長崎を除く旧長崎市内を対象エリアとして長崎市からの許可制となっており、こちらの業務の料金について

は長崎市の条例にて上限が決まっている。

浄化槽汚泥の清掃業務及び収集運搬業務については、1社独占であり市場競争が働いていないため、当該業務の料金についてはし尿収集運搬業務と同様に何らかの規制を設けることが望ましい。

⑤ 車両のリースに係る会計処理について（意見）【意 6-4】

クリーンながさきがし尿収集運搬業務及び浄化槽業務等で使用している車両についてはリースにより調達しており、オペレーティング・リースとして賃貸借処理を行っている。車両のリース契約の例は以下のとおりである。

■車両のリース契約の例（どの車両についても概ね同じ条件）

項目	条件
リース物件	いすゞエルフ 衛生車（2t トラック）
リース期間	72か月（6年）※リース開始日は2015年12月
月額リース料	100,700円（税抜き）
リース料総額	7,250,400円
リース契約の解除	リース期間終了まで解除不可
その他	リース期間終了後、再リース可能

リース取引に係る会計処理については、売買取引に準じてリース資産を計上する方法及び賃貸借取引として毎期リース料を費用計上する方法がある。リース取引の会計方針についてクリーンながさきにヒアリングしたところ、企業会計基準に基づき、ファイナンス・リース取引は売買取引に準じた方法、オペレーティング・リース取引は賃貸借取引として毎期リース料を費用計上する方法により会計処理を行う方針であり、ファイナンス・リース取引の会計方針については個別注記表にも記載している旨の回答を得た。

クリーンながさきの令和3年度決算書の個別注記表の抜粋

固定資産の減価償却の方法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用

…

その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借り主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、売買取引に準じた会計処理を行っています

ファイナンス・リース取引かオペレーティング・リース取引かについては、企業会計基準 13 号「リース取引に関する会計基準」（以下、「リース会計基準」とする）及び企業会計基準適用指針 16 号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（以下、「リース適用指針」とする）に従い、中途解約の可否、リース料総額、リース期間、見積購入価額、実質的な使用可能期間等の要素により判定される。

この点、当該車両をリースではなく購入した場合の見積購入価額、及び、実質的な使用可能期間についてクリーンながさきにヒアリングしたところ、見積購入価額は約 6,583,000 円、使用可能期間は約 20 年と思われる旨の回答を得た。

なお、2022 年 3 月末時点の車両のリース状況についてクリーンながさきにヒアリングしたところ、全ての車両が当初リース期間は終了し、1 年更新の条件で再リースを行い継続使用している旨の回答を得た。

リース会計基準及びリース適用指針に従い、クリーンながさきの上記車両のリース契約について検討すると、以下の点からオペレーティング・リース取引ではなく、ファイナンス・リース取引と考えられるため、売買取引に準じた会計処理（リース資産に計上する方法）を行う必要があると考える。

- ✓ リース期間終了まで解除不可であるため、リース適用指針 5 項（1）の要件は満たす

- ✓ リース料総額（A）と見積購入価額（B）を比較すると、（A）が（B）を上回っており、リース開始時点の金利水準を勘案すると（A）の現在価値が（B）の90%以上になると考えられるため、リース適用指針5項（2）の要件も満たす
- ✓ リース料総額は300万円を上回っており、リース適用指針34及び35項の要件は満たさない

ただし、2022年3月末時点では上記車両含めて全ての車両について当初リース期間が終了している状況のため、ファイナンス・リース取引ではなくオペレーティング・リース取引として賃貸借処理していることの決算書への影響はないものと考える。このため、2022年3月期の決算書に対する指摘事項ではないが、今後新たに車両をリースする場合には適切に処理する必要があると考え、意見として記載する。

企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」

9. ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。
15. オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う。

企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」5. ファイナンス・リース取引とは、次のいずれも満たすリース取引をいうとしている。

- (1) リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引
 - (2) 借手が、当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という。）からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引
9. 第5項の(2)については、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する

場合には、ファイナンス・リース取引と判定される。

(1) 現在価値基準 解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値が、当該リース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額（以下「見積現金購入価額」といいう。）の概ね 90 パーセント以上であること

(2) 経済的耐用年数基準 解約不能のリース期間が、当該リース物件の経済的耐用年数の概ね 75 パーセント 以上であること

34. 個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合は、オペレーティング・リース取引の会計処理に準じて、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

35. 個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合とは次の場合とする

…

(3) 企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引で、リース契約 1 件当たりの リース料総額が 300 万円以下のリース取引

⑥ 車両の入替について（意見）【意 6-5】

クリーンながさきがし尿収集運搬業務及び浄化槽業務等で使用している車両についてはリースにより調達しているが、「4. 車両のリースに係る会計処理について（意見）」に記載のとおり、2022 年 3 月末時点では全ての車両について当初リース期間が終了し、再リースにより継続使用している状況である。リース車両の使用期間についてクリーンながさきにヒアリングしたところ、リース車両の使用可能期間は約 20 年と見込んでいるが、現地監査時点で実際の使用期間が 20 年に迫っている車両が複数台あり、車両の老朽化が進んでいる旨の回答を得た。

車両についてはクリーンながさきの事業に不可欠であり、かつ、使用頻度も多い資産であるため、安全面や公衆衛生の観点からも新規のリース契約締結等により適宜車両の入替を行うことが望ましい。

(7) 土地建物返還時の原状回復について（意見）【意 6-6】

現在、クリーンながさきが所在する土地建物は長崎市から行政財産使用許可を得ている。平成 30 年度までは使用料の免除を受けていたが、現在は 50% 減額措置を受けており、使用料は年額 823 万 3949 円となっている。行政財産使用許可にあたって、使用終了時にはクリーンながさきに原状回復義務が課されている。

2024 年 4 月に事業所が移転予定となっており、現在使用している事業所の建物は移転後、長崎市の責任で建物の取り壊しを行う予定である。

建物の解体を前提とするのであれば、原状回復は不要か限定された範囲で足り、かつ、長崎市の財産を毀損するおそれもないと考えられることから、原状回復の負担軽減の方向で長崎市と協議することが望ましい。

(8) 決算書の表示について（意見）【意 6-7】

クリーンながさきの令和 3 年度の決算書の個別注記表には以下の注記が記載されており、適用している会計基準についてクリーンながさきにヒアリングしたところ、株式会社の時代から一貫性を持たせるため企業会計基準を適用している旨の回答を得た。

令和 3 年度決算書の個別注記表の抜粋

項目名 会計基準

内容 一般財団法人が適用する会計基準については、特に義務付けられている会計基準はなく「一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計の慣行」によるとされている。基本的には公益法人会計基準等と解されているが、クリーンながさきは従来から使用している会計システムにより法令に即した計算書類（貸借対照表及び損益計算書）を作成している。

また、貸借対照表及び損益計算書の表示について、基本的には企業会計基準に即したものとなっているが、貸借対照表の純資産の部は正味財産の部として以下の表示となっており、公益法人会計基準に即したものとなっている。

令和3年度の貸借対照表の純資産の部の表示

正味財産の部				
【正味財産】	[446,659,361]	[424,646,226]	[22,013,135]	[5.2]
(基本金)	(3,000,000)	(3,000,000)	(0)	
基本金	3,000,000	3,000,000	0	
(一般正味財産)	(443,659,361)	(421,646,226)	(22,013,135)	(5.2)
繰越利益剰余金	443,659,361	421,646,226	22,013,135	5.2
正味財産の部合計	446,659,361	424,646,226	22,013,135	5.2
負債及び正味財産の部合計	641,475,998	687,645,207	△46,169,209	△6.7

クリーンながさきについては一般財団法人であるため、公益法人会計基準及び企業会計基準のどちらに即した決算書を作成することも可能であり、上述の通り、企業会計基準を適用していることに何ら問題はない。ただし、上記の個別注記表の記載では、どちらの会計基準を適用しているのか明確に読み取ることが出来ないため、企業会計基準を適用している旨を明示的に記載することが望ましい。

また、企業会計基準に即した決算書を作成するのであれば、正味財産の部は純資産の部として、企業会計基準に即した表示とすることが望ましい。

7. (公財) 長崎市スポーツ協会

(1) 出資団体の概要

公益財団法人長崎市スポーツ協会（以下、長崎市スポーツ協会という）は、長崎市におけるスポーツの普及・振興を図り、もって市民の体力向上と健康増進に寄与することを目的とする法人の設立計画に基づき、平成2年3月28日財団法人長崎市体育協会設立発起人会を開催し、関係議案の議決を経て同年12月7日長崎県教育委員会に設立の許可を申請し、同年12月17日付で設立を許可されたので同年12月21日財団法人の設立登記を完了し、事務所を長崎市桜町6番3号に置き発足した。その後、平成9年5月10日に事務所を長崎市魚の町5番1号に移転した。また、平成20年に施行された新たな公益法人制度に基づき、平成25年8月に長崎県知事あてに移行認定申請書を提出し、平成26年4月1日から公益財団法人に移行した。さらに、平成30年4月1日から、「公益財団法人長崎市スポーツ協会」へと名称を変更した。

実施している事業は、長崎市からの補助を受けている事業（競技力対策事業、県民体育大会、国民体育大会派遣事業など）、長崎市スポーツ協会の単独事業（スポーツ教室開催事業、駐車場事業など）、長崎市からの委託事業（市民体育、レクリエーション祭受託事業、新春駅伝受託事業など）がある。

平成元年5月	準備会
平成2年3月	設立総会を開催
平成2年12月	財団法人として協会成立
平成2～7年に寄付	個人6名、体育協会、加盟団体（41団体）で1億円
平成9年5月	事務所を長崎市魚の町5番1号に移転
平成26年4月	公益財団法人化
平成30年4月	現在の「公益財団法人長崎市スポーツ協会」へ名称変更

(2) 出資の経緯及び出資（出捐）金の状況

(単位：千円)

項目	内容
出資(出捐)金総額	100,000
うち市からの出資(出捐)金額	60,000
市の出資(出捐)割合	60%

もとは体育協会として競技団体の連絡調整係という位置づけであったが、より、市民へのスポーツの窓口を明確化するために法人化することとなった。民間からも出資を募ったが、公益的性格が強いことと一定規模の財産を形成する必要があったことから長崎市が 60% を出資している。詳細は「(1) 出資団体の概要」参照。

(3) 役員及び職員の状況

		令和元年度			令和2年度			令和3年度		
		理事	監事	評議員	理事	監事	評議員	理事	監事	評議員
役員数 (人)	市職員	1	0	0	1	0	0	1	0	0
	市OB	1	0	0	1	0	0	1	0	0
	その他	18	2	47	18	2	47	18	2	47
職員数 (人)	市職員			0			0			0
	市OB			1			1			1
	その他			2			2			2

市の担当課職員 1 名（スポーツ振興課長）が内規により理事に選任されることとなっている。理事のうち 1 名は長崎市スポーツ協会の事務局長が選任されることとなっており、他の理事、幹事は加盟団体からの推薦により選任されている。加盟団体 47 団体から 1 名ずつ評議員を選出して評議員会を構成している。また、長崎市スポーツ協会の事務局長は長崎市の OB が就任する慣例となっている。なお、OB についてはスポーツ関係部署の経験は問わない。評議員会では、主に予算、決算の承認を行い、業務執行の決定は理事会において行う。

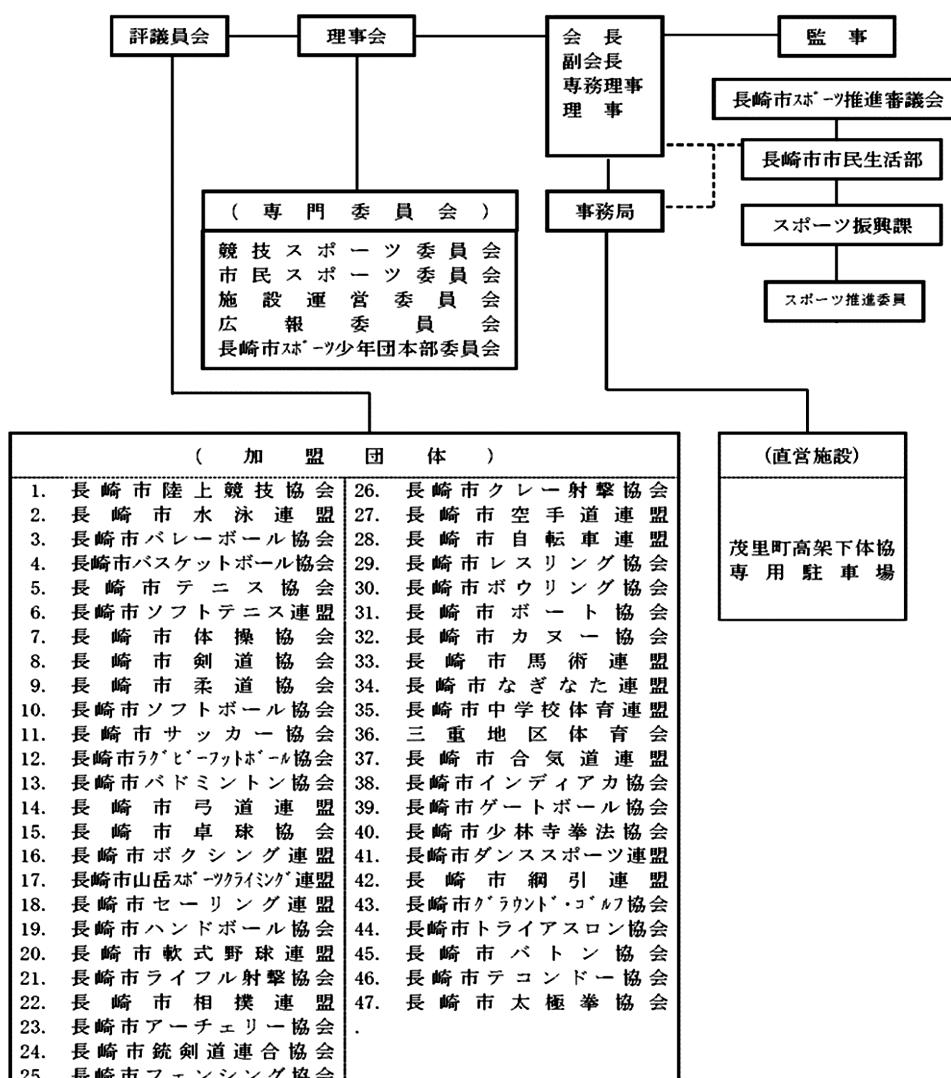
(4) 組織の状況

長崎市スポーツ協会資料からの抜粋であるが組織の状況は以下の通りであ

る。職員としては事務局長 1 名、書記 2 名の体制となっており、いずれも嘱託職員（1 年間の有期雇用）である。就業規則上は、業務量や性質に応じて臨時職員を採用することが可能となっているが令和 3 年度は採用がない。

（出典：公益財団法人長崎市スポーツ協会組織図より）

公益財団法人長崎市スポーツ協会組織図



① 役員体制 会長 1 人、副会長 2 人、理事長 1 人、専務理事 1 人、理事 14 人、理事計 19 人

監事 2 人、名誉顧問 1 人

② 職員体制 (事務局) 事務局長 1 人、書記 2 人、計 3 人

(5) 長崎市の管理・監督状況

年度ごとの予算、決算については理事会での承認を必要とする。市の担当課職員 1 名（スポーツ振興課長）が内規により理事に選任されることとなっているため、理事会を通じて市が運営状況を把握、意見を述べることができる。

また、補助金事業については、必要額を長崎市スポーツ協会で見積り提示し、市の担当課において精査し長崎市スポーツ協会と協議のうえ確定する。

補助金事業については、事業ごとに実施時期に申請して協議することとなっており、都度の協議によって市の監督が及んでいる。

また、例年 2 月には次年度予算について、6 月には前年度決算について市議会での報告事項としている。決算については、例年 3 月末で確定したものを作成し、評議員会の承認を経て長崎市に報告している。

(6) 平成 24 年長崎市外郭団体等経営検討委員会最終報告書への対応状況

（出典：行政体制整備室より）

提言	市道川口町茂里町 2 号線高架道路下の道路占用許可については、当委員会として現時点では認めざるを得ないものの、今後は長崎市において適正かつ合理的な土地利用について検討すること。
対応状況	高架下の占用については国から通達があり、その中で高架下の占用は高架の道路の保全に支障がない場合に許可することができ、公共的ないし公益的な利用を優先することとなっている。 スポーツ協会が実施している駐車場事業については、スポーツの普及・振興を図り、もって市民の体力向上と健康増進に寄与するとのスポーツ協会の設立目的及び事業に賛同する個人又は団体を対象に賛助会員を募り、会費を徴収する代わりに会員特典として占用駐車場を無償で利用させているが、このことにより、隣接する平和公園運動施設利用者が駐車場として使用し、その利便性向上が図られることで本市のスポーツ振興に寄与しているとともに、スポーツ協会の自主財源確保による各種事業の実施、ひいて

は本市の補助金の削減につながっているところである。このことから茂里町高架下駐車場は、スポーツ協会が平和公園運動施設利用者のために設ける駐車場であり、利用者の要望に則した活用ができ、公共的な利用と言えることから、スポーツ協会に占用させることが適当であると考えている。なお、駐車場の使用目的はあくまでも平和公園一帯の運動施設を利用する場合に限定されているため、同目的以外の使用を行わないよう賛助会員に対してその趣旨の徹底を図るとともに、現場での指導、見回りを行い、適正な利用に努めていく。併せて、利用料金の妥当性等についても、時間制限を設けることや1回あたりの料金を変更することなどを視野に入れながら、スポーツ協会と検証を進めるとともに、駐車場の更なる有効活用に向けて、スポーツ協会の事業及びスポーツ関連事業の広報に努め、賛助会員の増加を図っていくこととする。

(7) 経理事務の管理体制

① 経理事務の概要

事務局長及び嘱託事務員2名の計3名にて経理事務を行っている。

事務局長は、毎期決算時に財務諸表を作成し、経理責任者である専務理事に提出している。また、税金計算については顧問税理士が行っている。

② 現預金の管理体制

長崎市スポーツ協会の補助金等の収入については基本的に金融機関への振込み又は口座引き落としの方法により収納している。なお、金銭を直接収納する際は、領収書を発行することとしており、収入した金銭で手許に保有する必要があるもの（小口現金等）以外は、遅滞なく銀行に預託する運用としている。

経費等の支出についても基本的に金融機関への振込み又は口座引き落としの方法により支払いを行っているが、少額経費の支払い等は金銭で直接支払う場合もある。なお、金銭を直接支払う際は、相手先から領収書その他の証拠書類を受け取る（ただし、領収書等の入手が困難なものについては経理責任者の承認のもと、支払明細書等を以って領収書に代えることが出来る）運用としている。

上述のとおり、預金での収納・支払いがメインである一方、少額経費の

支払いに備えた小口現金の保有（3万円程度）等の現金管理も発生している。事務局長は、預金については毎月金融機関の入出金明細と帳簿の照合を行っており、年度末には金融機関発行の残高証明書との照合を行っている。現金については手提げ金庫で保管し、年度末に実査を実施している。

(8) 市との取引の状況

	(単位：千円)		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助金			
(管理費補助金)	8,335	8,314	8,627
(競技力向上普及指導費補助金)	5,162	4,995	5,058
(県民体育大会派遣費補助金)	5,671	2,177	4,832
(国民体育大会選手派遣費補助金)	1,640	54	1,590
(ジュニアスポーツ対策費補助金)	15,985	16,015	15,969

補助金による収入が、法人全体の収入の約7割を占めている。

(9) 出資団体の財務・経営状況

① 貸借対照表要約

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
流動資産	15,975	25,696	18,608
固定資産	101,000	100,000	100,000
基本財産	100,000	100,000	100,000
特定資産	1,000		
その他固定資産			
資産合計	116,975	125,696	118,608
流動負債	1,867	8,981	953
固定負債			
うち引当金			
うち借入金			
負債合計	1,867	8,981	953
指定正味財産	100,000	100,000	100,000
(うち基本財産への充当額)	(100,000)	(100,000)	(100,000)
(うち特定資産への充当額)			
一般正味財産	15,108	16,715	17,656
(うち基本財産への充当額)			
(うち特定資産への充当額)	(1,000)	(0)	(0)
正味財産合計	115,108	116,715	117,656

② 正味財産増減計算書要約

(単位：千円)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	54,388	46,014	51,210
経常費用	52,712	44,408	50,270
当期経常増減額	1,676	1,607	941
経常外収益	0	0	0
経常外費用	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
法人税、住民税及び事業税	0	0	0
当期一般正味財産増減額	1,676	1,607	941
当期指定正味財産増減額	0	0	0

③ キャッシュ・フローの要約

(単位：千円)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
営業活動CF	3,061	9,699	△7,571
投資活動CF	0	0	0
財務活動CF	0	0	0
合計CF	3,061	9,699	△7,571
※参考 市からの資金流入を除いたCF	△33,732	△21,856	△43,647

令和2年度に受け取った補助金の一部（約800万円）が新型コロナウイルス感染拡大に伴い未使用となった影響で、令和元年度に比して令和2年度の営業活動CFが大きくプラスとなっている。その後、当該未使用分を令和3年度に返還している影響で、令和3年度は営業活動CFがマイナスとなっている。

④ 主な財務指標

(単位：%)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
流動比率	856%	286%	1954%
自己資本比率	98.4%	92.9%	99.2%
借入金依存度	0	0	0
収入に占める市補助金比率	67.6%	68.6%	70.4%
収入に占める市委託料比率	0	0	0

(10) 監査結果

① 公益法人化した判断過程の明確化について（指摘）【指7-1】

公益財団法人長崎市スポーツ協会は、昭和21年に長崎市体育協会として創立し、平成2年に財団法人となり、その後、平成20年に施行された

新公益法人制度に基づき平成 26 年に公益財団法人に移行した。

公益財団法人に移行した際の意思決定資料について長崎市スポーツ協会に依頼したところ、平成 2 年の財団法人化に関する資料はあるが、平成 26 年の公益財団法人化に関する公式な資料は残っておらず、法人形態として公益財団法人を選択した検討過程及び判断理由が明確に残されている状況ではない旨の回答を得た。

平成 20 年に施行された新公益法人制度に基づき公益法人化することで、税制優遇措置の適用や社会的信用力の向上等のメリットがあるが、反対に、事業活動が制約される、行政庁の監督を受ける必要がある、剩余金の分配が出来ない等のデメリットも存在する。このため、どういった検討過程を経て公益法人化を実施したのかは法人にとって重要事項であり、その検討過程及び判断理由については適切に文書化を行い保存する必要があると考える。この観点から、長崎市スポーツ協会には、公益法人化した際の検討過程及び判断理由の適切な文書化及び保存について検討頂きたい。

② 公益財団法人における一般正味財産の留保について（指摘）【指 7-2】

公益財団法人である長崎市スポーツ協会について、財務諸表上で一般正味財産が以下の金額計上されている。

■長崎市スポーツ協会の一般正味財産の推移 (単位：千円)

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
一般正味財産	15,108	16,715	17,655

当該一般正味財産の今後の使途について現地往査時に長崎市スポーツ協会にヒアリングしたところ、特段明確な使途が決まっている訳ではないとの回答を得た。

長崎市スポーツ協会は長崎市が 60% 出資する公益財団法人であり、一般正味財産を留保する場合にはその使途を明確にする必要があると考える。このため、現状留保されている一般正味財産について使途を定める、及び、今後一般正味財産が余分に積み上がらない環境を整備する等について検討頂きたい。

③ 指定正味財産の使途の明確化（指摘）【指 7-3】

公益財団法人である長崎市スポーツ協会について、財務諸表上で指定正味財産が1億円計上されている。

公益法人会計基準注解の注6によれば、指定正味財産とは寄付によって受け入れた資産で、寄付者等の意思により当該資産の使途について制約が課されているものと言うと規定されている。

この点、指定正味財産1億円の使途について長崎市スポーツ協会にヒアリングしたところ、将来的に競技力向上対策事業等に利用することを想定しているが、明確な使途が決まっている訳ではない旨の回答を得た。

公益法人会計基準注解

（注6）指定正味財産の区分について

寄付によって受け入れた資産で、寄付者等の意思により当該資産の使途について制約が課されている場合には、当該受け入れた資産の額を、貸借対照表上、指定正味財産の区分に記載するものとする。…

公益法人の場合、公益法人会計基準注解の注6に従い、指定正味財産に区分する資産については寄付者等の意思により資産の使途が明確に決まっている必要がある。

特に長崎市スポーツ協会については、長崎市以外の多数の団体から出損を受けており、利害関係者が多いため、受入財産が指定正味財産と一般正味財産のどちらに該当するのか、及び、指定正味財産についてはその使途が何なのかを明確にする必要性が高いと考える。

この点、長崎市スポーツ協会の指定正味財産については、将来的に競技力向上対策事業等に利用することを想定してはいるが、本来は「公益事業の中の何に利用するか」というレベルまで明確化する必要があると考える。

このため、長崎市スポーツ協会には、公益法人制度に従い、指定正味財産の使用目的を整理頂きたい。

④ 現金実査の頻度について（指摘）【指 7-4】

長崎市スポーツ協会の会計処理規程では、現金については日次で実査し、金種別明細書を作成する旨が規定されている。

一方、現金実査を行っている頻度を長崎市スポーツ協会にヒアリングしたところ、現金実査は原則年度末にのみ行っており、日次での現金実査はしていない旨の回答を得た。

会計処理規程

（記録及び照合）

第 23 条 出納責任者は、記録及び照合について次のとおり実施する。

- (1) 金銭の収支については、その都度これを帳簿に記録する。
- (2) 現金の在高は、毎日実地に調査し、金種別明細書を作成し、前号の帳簿残高と照合する。

会計処理規程の記載と業務運営の実態が不整合となっている状態は適切ではない。また、不正防止の観点や帳簿の正確性確保の観点から、現金実査を行うのが年度末のみというのは業務運営として十分とは言えないと考える。

このため、会計処理規程の記載に合わせて日次で現金実査を行うようにするのか、又は、リソースの観点から日次が困難な場合には適切な頻度を定め、会計処理規程を適宜修正頂く等、現金実査について今後の方針を整理頂きたい。

⑤ 駐車場設備のリースに係る会計処理について（指摘）【指 7-5】

長崎市スポーツ協会の賛助会員のみ利用可能となっている、同協会管理の駐車場の設備についてはリースにより調達しており、オペレーティング・リースとして賃貸借処理を行っている。駐車場設備のリース契約の概要は以下のとおりである。

■駐車場設備のリース契約の概要

項目	条件
リース物件	入口表示灯、出庫注意灯、同上取付ボール、均一

	精算機、カーゲート、アームキャッチャー、ループセンサー等
リース期間	84か月（7年）※リース開始日は2021年6月
月額リース料	69,400円（税抜き）
リース料総額	5,829,600円
リース契約の解除	リース期間終了まで解除不可
その他	リース期間終了後、再リース可能

公益法人におけるリース取引については、公益法人会計基準に詳細な定めがないため、具体的な会計処理については企業会計基準に基づき判断することとなる。ただし、公益法人会計基準注解1の（4）に従い、ファイナンス・リース取引については、重要性が乏しい場合を除き、売買取引に準じた会計処理（リース資産を計上する方法）が必要となる。

企業会計基準13号「リース取引に関する会計基準」（以下、「リース会計基準」とする）及び企業会計基準適用指針16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（以下、「リース適用指針」とする）では、中途解約の可否、リース料総額、リース期間、見積購入価額、実質的な使用可能期間等の要素によりファイナンス・リース取引又はオペレーティング・リース取引に分類し、前者は売買取引に準じた会計処理（リース資産に計上する方法）、後者は賃貸借取引に準じた会計処理（毎期リース料を費用計上する方法）を行うことが規定されている。

この点、当該設備をリースではなく購入した場合の見積購入価額、及び、実質的な使用可能期間について長崎市スポーツ協会にヒアリングしたところ、見積購入価額は約5,332,000円、使用可能期間は約15年と思われる旨の回答を得た。

リース会計基準及びリース適用指針に従い、長崎市スポーツ協会の駐車場設備のリース契約について検討すると、以下の点からオペレーティング・リース取引ではなく、ファイナンス・リース取引と考えられるため、売買取引に準じた会計処理（リース資産に計上する方法）を行う必要があると考える。

- ✓ リース期間終了まで解除不可であるため、リース適用指針 5 項（1）は要件を満たす
- ✓ リース料総額と見積現金購入価額を比較すると、リース料総額が見積現金購入価額を上回っており、リース適用指針 5 項（2）も要件を満たす
- ✓ リース料総額は 300 万円を上回っており、リース適用指針 34 及び 35 項の要件は満たさない

このため、当該駐車場設備については、ファイナンス・リース取引として売買取引に準じた会計処理に修正することを検討頂きたい。

公益法人会計基準注解

（注 1）重要性の原則の適用について

（4）ファイナンス・リース取引について、取得したリース物件の価額に重要性が乏しい場合、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

⑥ 受取補助金の会計処理について（指摘）【指 7-6】

長崎市スポーツ協会では、競技力対策事業、県民体育大会、国民体育大会派遣事業等において長崎市から補助金を受領し、各競技団体に交付する活動を実施しており、決算書上、受領した補助金は受取市補助金に計上し、各競技団体への交付金は事業費の支払助成金等に計上している。

当該補助金については、各競技団体が長崎市スポーツ協会に必要額を申請し、同協会にて取り纏めを行い長崎市に申請、その後長崎市の審査を通過すると、長崎市から同協会に補助金が交付され、事前の申請額に基づき同協会から各競技団体に交付される。

公益法人会計基準の注解 13 では、受領した補助金等について第 3 者へ交付する義務を負担する場合には、当該補助金等は預り金として処理し、負債計上すべき旨が記載されている。

この点、長崎市スポーツ協会が長崎市から受領し、各競技団体へ交付する補助金については、長崎市からの受領時点で各競技団体に交付すること

が決定しているため、公益法人会計基準の注解13に従い、預り金処理することが適切と考える。

公益法人会計基準注解

(注13) 補助金等について

法人が国又は地方公共団体等から補助金等を受け入れた場合、原則として、その受入額を受取補助金等として指定正味財産増減の部に記載し、補助金等の目的たる支出が行われるのに応じて当該金額を指定正味財産から一般正味財産に振り替えるものとする。…

ただし、当該補助金等が国又は地方公共団体等の補助金等交付業務を実質的に代行する目的で当該法人に一時的に支払われたものである場合等、当該補助金等を第三者へ交付する義務を負担する場合には、当該補助金等は預り補助金等として処理し、事業年度末における残高を負債の部に記載するものとする。

⑦ 理事の名称について（指摘）【指7-7】

長崎市スポーツ協会では、理事の中から会長、副会長、理事長、専務理事が選任されており、法人の業務執行に当っている。

長崎市スポーツ協会では、定款24条2項に基づいて、会長1名、副会長2名、理事長1名、専務理事1名が選任されている。

そして、定款24条3項で会長を代表理事、副会長、理事長、専務理事を業務執行理事として指定している。

公益財団法人長崎市スポーツ協会 定款

(種類及び定数)

第24条 (略)

2 理事のうち、1人を会長、2人以内を副会長、1人を理事長、1人を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副会長、理事長及び専務理事を一般社団・財団法人法上の業務執行理事とする。

長崎市スポーツ協会は理事が19名と多数に上るため、理事全員が業務執行に当るのは現実的ではなく、業務執行理事を選定すること自体は法人のガバナンスの観点からは望ましい。実際に、理事会開催役1週間前に会長、副会長、理事長、専務理事を構成員とする四役会議（業務執行理事による会議体と理解できる）を開催し、業務執行についての方針や理事会への付議事項を決定、確認している。

他方で、「理事長」との名称は、一般的には理事を置く法人を代表する権限を有するものと認められる名称と判断されるものであり、表見代表理事と判断される可能性がある（一般法人法82条）。

一般社団法人及び一般財團法人に関する法律

（表見代表理事）

第八十二条 一般社団法人は、代表理事以外の理事に理事長その他一般社団法人を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

したがって、法人の代表権を有するのが会長のみである長崎市スポーツ協会においては、「理事長」との名称は使用を避けるべきであり、副会長、専務理事などの名称に変更すべきである。長崎市スポーツ協会において副会長、理事長、専務理事の職務権限として規定されている内容は以下の通りであり、特に副会長や専務理事とは別に「理事長」との名称の役職を設ける実益に乏しい（副会長の人数を増やすか、専務理事の人数を増やし事務局の統括について専務理事のなかから事務局担当を選任し分掌するなどの対応で足りる）。

長崎市スポーツ協会 役員等職務権限規程

（副会長）

第3条 副会長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 会長を補佐し、理事会の決定に基づき、会長から委嘱された業務を統括・執行する。
- (2) 会長に事故あるとき又は欠けたときは、予め決定した順序によ

って会長の業務執行に係る職務を代行する。

- (3) 毎事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(理事長)

第 4 条 理事長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長を補佐し補佐し（原文ママ）、この法人の業務を掌理する。
- (2) （以下、副会長とほぼ同じ）

(専務理事)

第 5 条 専務理事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 事務局を統括し、処務規程の定めるところにより所管業務を執行するとともに、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- (2) （以下、副会長とほぼ同じ）

⑧ 公告方法の不備について（指摘）【指 7-8】

長崎市スポーツ協会の公告方法は電子公告とされており、登記により公示されているアドレスは以下の通りである。

http://www.geocities.jp/nagasaki_sports/

一般社団法人及び財団法人は、公告の方法として官報、日刊新聞、電子公告、法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法が選択可能である（一般法人法 331 条 1～4 号）。

長崎市スポーツ協会では、電子公告によるを選択していた（定款 49 条）。登記上記載していたアドレス

（http://www.geocities.jp/nagasaki_sports/）は、サイトの提供サービスが平成 31 年 3 月末をもって終了している。したがって、遅くとも平成 31 年 4 月以降は公告義務に関する法令違反の状態であったことが指摘できる。

なお、電子公告により場合には、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、官報、日刊新聞のいずれかによることを定款で定めることができる(一般法人法331条2項)。

⑨ 未使用の預金口座について（意見）【意7-1】

長崎市スポーツ協会では、令和3年度末において以下の4つの普通預金口座を保有しているが、通帳を閲覧したところ、③④の預金口座はここ数年全く使用されていない状況であった。

■長崎市スポーツ協会の普通預金口座（単位：円）

No	口座名	令和3年度末の残高
①	十八親和銀行（一般）長崎市役所中央支店	3,456,858
②	十八親和銀行（特別）長崎市役所中央支店	13,232,992
③	十八親和銀行（一般）長崎市役所支店	1,267,689
④	十八親和銀行（特別）長崎市役所支店	91,924

未使用の預金口座については、不正防止及び管理工数削減の観点から適宜解約することが望ましい。